

令和3～5年度（2021～2023年度）

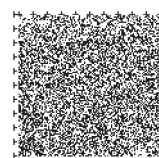
# 第6期杉並区障害福祉計画

# 第2期杉並区障害児福祉計画



令和3年3月

杉並区



# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画の期間 .....	3
4 計画の推進に向けて .....	3

## 第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

1 障害者数の状況 .....	4
2 サービスの利用状況等 .....	9

## 第3章 障害福祉施策の体系

1 障害福祉施策の体系 .....	12
-------------------	----

## 第4章 計画の成果目標と活動指標

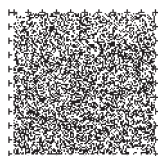
1 成果目標 .....	15
2 活動指標 .....	23
3 地域生活支援事業 .....	37

## 資料

1 計画の策定経過 .....	40
2 地域生活に関する調査の概要 .....	41

## < 参考 >

杉並区障害者計画（平成30～令和3年度） .....	57
----------------------------	----



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景・趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」といいます。）を定めるものとされています。また、児童福祉法第33条の20の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」といいます。）を定めるものとされています。

このことに伴い、国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に則した計画として、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の策定を行います。

## 2 計画の位置付け

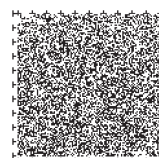
### (1) 「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の位置付け

「第6期杉並区障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

また、「第2期杉並区障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量



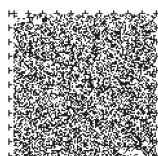
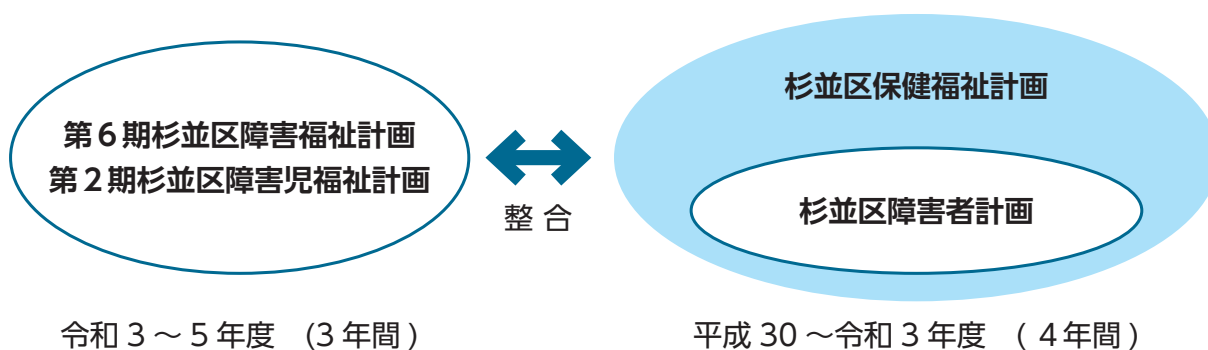
区では、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

## (2) 他の計画との整合

「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」は、障害者基本法に規定する障害者計画である「杉並区障害者計画」を包含する「杉並区保健福祉計画」等の計画との整合を図りながら策定します。

(参考)「杉並区障害者計画」との関係

	第6期杉並区障害福祉計画 第2期杉並区障害児福祉計画	杉並区障害者計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20	障害者基本法第11条
趣 旨	国の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標などを定める計画	障害者の状況等を踏まえた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画
位置付け	杉並区保健福祉計画と整合を図りながら策定	杉並区保健福祉計画に包含して策定
計画期間	令和3～5年度（3年間） ※国の基本指針による	平成30～令和3年度（4年間） ※杉並区保健福祉計画による

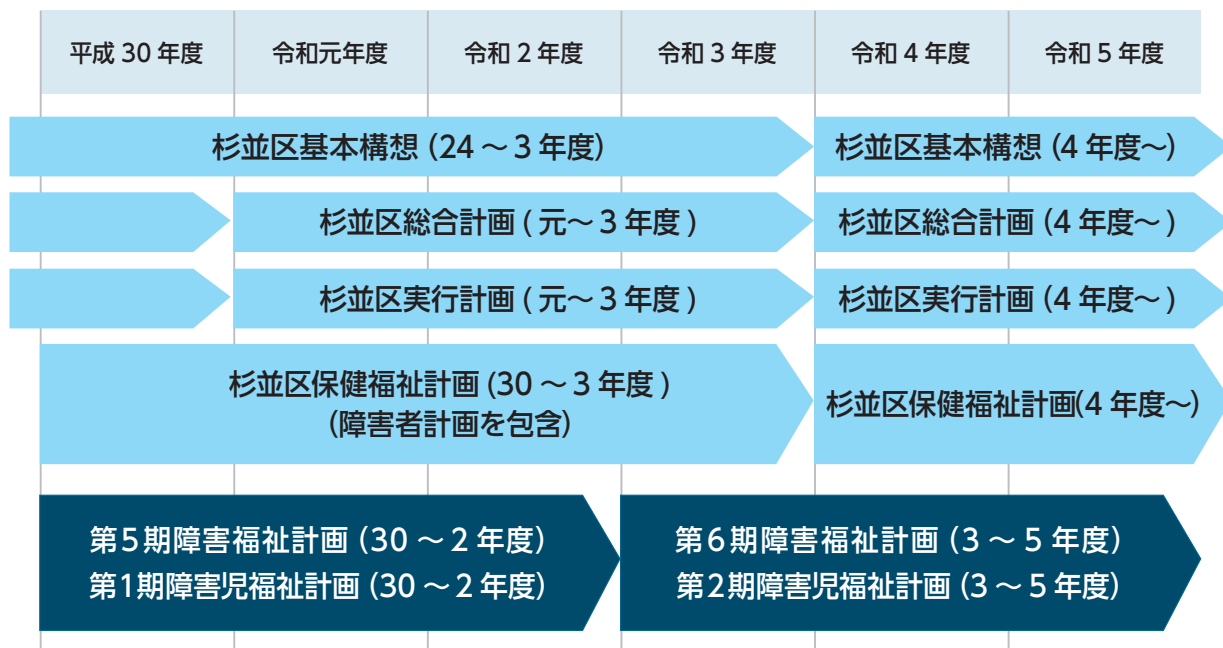


### 3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、杉並区基本構想、総合計画等が令和4年度を始期として策定されます。このため、必要に応じて、計画期間中においても「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の見直しを行うこととします。

各関連計画の期間は、次のとおりです。



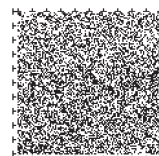
### 4 計画の推進に向けて

#### (1) 計画の推進のために

- 計画を推進するに当たっては、障害者、障害者関係機関・団体、事業者などの地域を構成する様々な主体が連携し、協力し合いながら、一丸となって取り組んでいきます。
- 障害福祉分野だけでなく、高齢者、子ども、健康推進、教育、医療、雇用等、分野の枠にとらわれず、総合的かつ横断的に施策を展開していきます。

#### (2) 計画の点検と評価

- 各種施策の進捗状況、成果目標等の達成状況について、定期的に状況を把握し、点検と評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直すというPDCAサイクルを実施します。
- 点検と評価に当たっては、「地域自立支援協議会」及び「障害者福祉推進連絡協議会」等に報告し、意見交換をしながら進めていきます。



## 第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

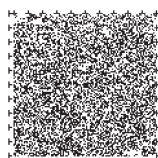
### 1 障害者数の状況

身体障害者手帳の所持者数は、過去5年で減少傾向があり、令和2年度は12,700人となっています。知的障害の「愛の手帳」所持者は、年々増加しており、令和2年度は2,636人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、大幅に増加しており、令和2年度は4,325人となっています。

#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

手帳種別	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
①身体障害者手帳	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700
	対人口構成比(%)	2.47	2.42	2.26	2.20	2.20
②愛の手帳	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636
	対人口構成比(%)	0.42	0.43	0.44	0.45	0.46
③精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325
	対人口構成比(%)	0.60	0.64	0.65	0.68	0.75
手帳所持者 (①+②+③) 合計	人数(人)	19,191	19,407	18,821	19,027	19,661
	対人口構成比(%)	3.49	3.49	3.35	3.33	3.41
人口	人数(人)	549,998	555,897	562,065	571,512	576,093

※各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えています。  
※平成29年度までは、身体障害者手帳所持者で重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっていますが、平成30年度以降は、手帳所持者実人数となっています。なお、平成29年度以前と同様の集計によれば、平成30年度は13,291人、令和元年度は13,196人、令和2年度は13,323人です。



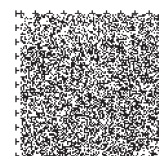
## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

### < 年齢区分別 >

年齢区分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
18 歳未満	人数(人)	329	335	312	334	314
	構成比(%)	2.43	2.49	2.45	2.66	2.47
18 歳 ～ 64 歳	人数(人)	3,984	3,926	3,780	3,705	3,860
	構成比(%)	29.37	29.15	29.69	29.46	30.39
65 歳以上	人数(人)	9,251	9,206	8,638	8,537	8,526
	構成比(%)	68.20	68.36	67.86	67.88	67.14
総数	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700

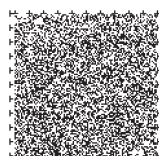
### < 障害程度別 >

障害程度	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
1 級	人数(人)	5,053	5,040	4,967	4,431	4,432
	構成比(%)	37.25	37.42	37.37	33.57	33.26
2 級	人数(人)	2,035	1,975	1,947	1,884	1,938
	構成比(%)	15.00	14.67	14.65	14.28	14.55
3 級	人数(人)	2,250	2,216	2,169	2,347	2,328
	構成比(%)	16.59	16.46	16.32	17.79	17.47
4 級	人数(人)	3,049	3,034	2,992	3,210	3,261
	構成比(%)	22.48	22.53	22.51	24.32	24.48
5 級	人数(人)	620	640	647	695	709
	構成比(%)	4.57	4.75	4.87	5.27	5.32
6 級	人数(人)	557	562	569	629	655
	構成比(%)	4.11	4.17	4.28	4.77	4.92
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323



< 障害種類別 >

障害種類	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
肢体不自由	人数(人)	6,579	6,425	6,225	6,088	6,093
	構成比(%)	48.50	47.71	46.84	46.14	45.73
内部障害	人数(人)	4,742	4,799	4,822	4,850	4,924
	構成比(%)	34.96	35.64	36.28	36.76	36.96
視覚障害	人数(人)	979	968	953	949	978
	構成比(%)	7.22	7.19	7.17	7.19	7.34
聴覚・平衡 機能障害	人数(人)	992	999	1,099	1,022	1,035
	構成比(%)	7.31	7.42	8.27	7.74	7.77
音声・言語、 咀嚼機能 障害	人数(人)	272	276	192	287	293
	構成比(%)	2.01	2.05	1.44	2.17	2.20
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323





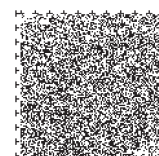
### (3) 愛の手帳所持者数の推移

#### < 年齢区分別 >

年齢区分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
18 歳未満	人数(人)	533	566	583	605	629
	構成比(%)	22.93	23.54	23.78	23.71	23.86
18 歳 ～ 64 歳	人数(人)	1,624	1,664	1,699	1,767	1,816
	構成比(%)	69.88	69.22	69.29	69.24	68.89
65 歳以上	人数(人)	167	174	170	180	191
	構成比(%)	7.19	7.24	6.93	7.05	7.25
総数	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636

#### < 障害程度別 >

障害程度	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
1 度	人数(人)	71	73	71	72	71
	構成比(%)	3.06	3.04	2.90	2.82	2.69
2 度	人数(人)	667	679	696	716	750
	構成比(%)	28.70	28.24	28.38	28.06	28.45
3 度	人数(人)	606	614	610	633	635
	構成比(%)	26.08	25.54	24.88	24.80	24.09
4 度	人数(人)	980	1,038	1,075	1,131	1,180
	構成比(%)	42.17	43.18	43.84	44.32	44.77
総数	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636



#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

< 年齢区分別 >

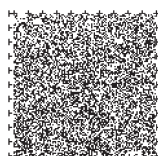
年齢区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
65 歳未満	人数(人)	2,924	3,132	3,232	3,455	3,855
	構成比(%)	88.53	88.57	88.82	88.61	89.13
65 歳以上	人数(人)	379	404	407	444	470
	構成比(%)	11.47	11.43	11.18	11.39	10.87
総数	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

< 障害程度別 >

障害程度	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	人数(人)	181	208	221	217	231
	構成比(%)	5.48	5.88	6.07	5.57	5.34
2 級	人数(人)	1,634	1,733	1,781	1,924	2,140
	構成比(%)	49.47	49.01	48.95	49.34	49.48
3 級	人数(人)	1,488	1,595	1,637	1,758	1,954
	構成比(%)	45.05	45.11	44.98	45.09	45.18
総数	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

#### (5) 難病医療費等助成認定者数の推移

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成認定者	人数(人)	5,050	5,194	4,424	4,715	4,724



## 2 サービスの利用状況等

平成 25 年4月に設置した障害者地域相談支援センター（すまいる）の周知が進み、令和元年度には 27,000 件を超える相談実績がありました。

また、サービスを必要とする利用者への「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成率は、100%となりました。

なお、障害福祉サービス等の給付費は年々上がっており、令和元年度の障害福祉サービス等の給付費は 59 億 3,780 万円で平成 27 年度の給付費の約1.2倍に、障害児を対象としたサービス等の給付費は 10 億 6,403 万円で平成 27 年度の給付費の約1.4倍となっています。

### (1) 相談件数の推移

< 相談件数 >

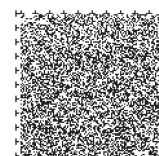
(件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	29,524	30,263	26,652	28,143	27,274

< 障害種別相談件数（重複あり） >

(件)

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害	1,821	1,141	884	953	841
重症心身	3	2	0	0	0
知的障害	7,781	16,621	7,629	8,778	8,468
精神障害	20,573	32,443	19,191	20,037	19,652
発達障害	1,486	3,694	1,853	1,471	1,838
難病	187	111	171	169	67
高次脳機能障害	342	272	251	278	180
その他	813	1,462	1,007	991	657



< 支援内容別相談件数 >

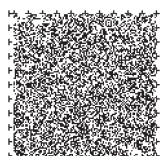
(件)

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉サービス利用	6,880	6,530	5,280	6,724	6,705
障害理解	949	1,122	1,262	950	1,195
健康・医療	3,704	2,559	2,020	3,000	3,526
情緒安定	3,944	7,298	7,699	5,294	4,052
保育・教育	27	27	15	19	23
家族・人間関係	2,060	1,721	2,283	2,298	2,519
家計・経済	1,070	719	384	697	711
生活・技術	2,243	1,496	1,474	2,088	2,087
就労	1,717	1,513	1,071	1,062	986
社会参加・余暇	5,241	5,449	3,737	4,791	5,128
権利擁護	198	126	48	165	246
その他	1,491	1,703	1,379	1,055	96

(2) 計画作成実績の推移

※各年度末時点

計画種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス等受給者数 (人)	2,691	2,696	2,719	2,818	2,873
サービス等利用計画作成済者 (人)	2,379	2,622	2,717	2,818	2,873
サービス等利用計画作成率 (%)	88.4	97.3	99.9	100.0	100.0
障害児通所支援受給者数 (人)	1,046	1,425	1,563	1,187	1,559
障害児支援利用計画作成済者 (人)	1,046	1,425	1,563	1,187	1,559
障害児支援利用計画作成率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



### (3) サービス支給決定者数の推移

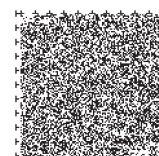
(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス 支給決定者数	2,930	2,998	2,948	3,083	3,090
障害児通所支援 支給決定者数	1,336	1,462	1,647	1,687	1,672

### (4) 障害福祉サービス等給付費の推移

(円)

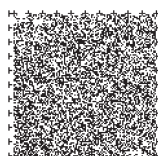
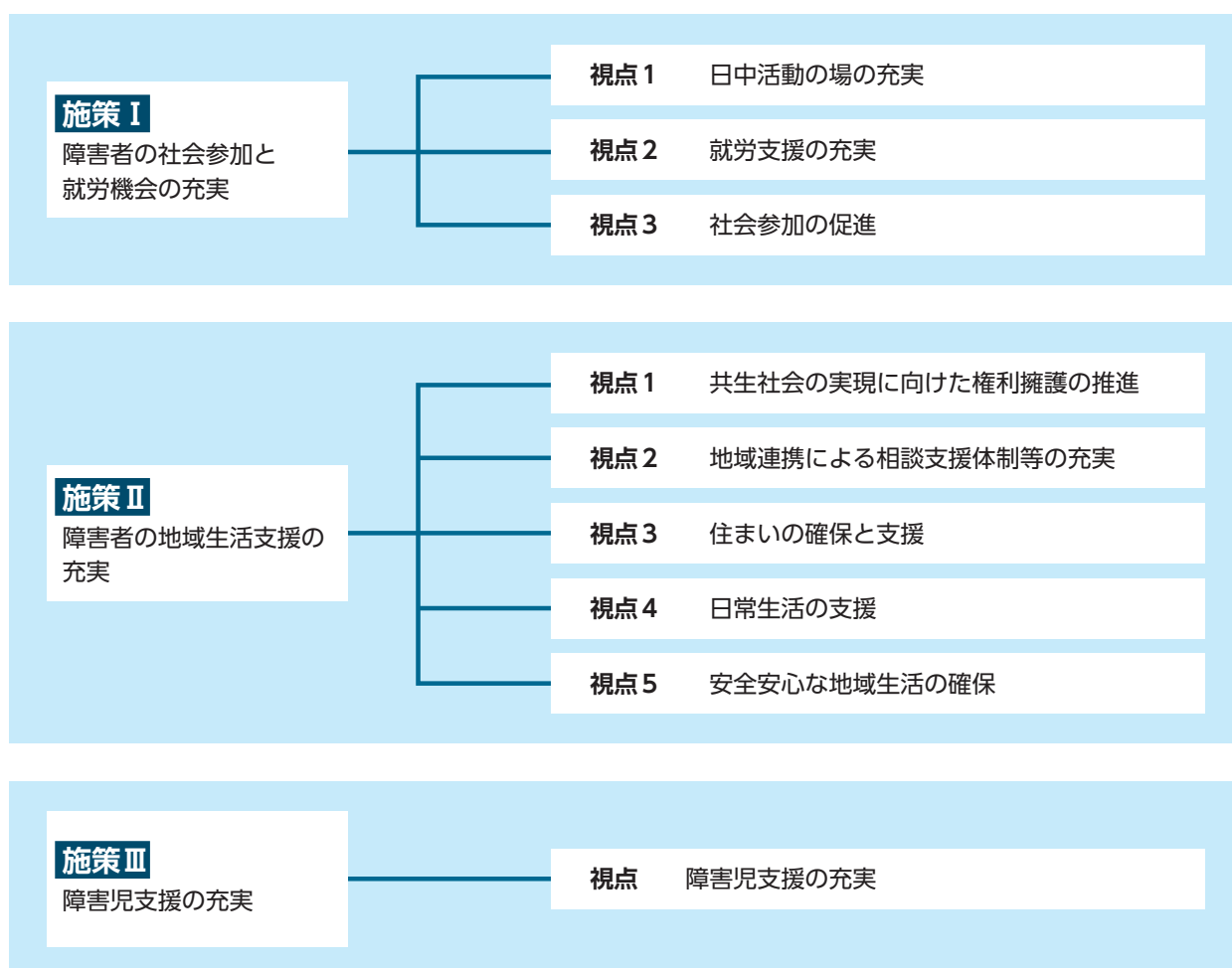
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービスの 介護給付費・訓練等給付費	5,134,543,688	5,316,555,261	5,511,202,427	5,774,349,524	5,937,795,132
障害児通所支援 給付費	761,218,449	873,239,822	925,879,815	960,896,990	1,064,027,700



# 第3章 障害福祉施策の体系

## 1 障害福祉施策の体系

障害福祉施策全体の体系は、「杉並区保健福祉計画」に包含されている「杉並区障害者計画」のとおりです。この体系については変更がありません。



## 第4章 計画の成果目標と活動指標

「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」では、「杉並区障害者計画」との整合性を図りながら、令和5年度までの成果目標とその達成に向けた活動指標（障害福祉サービス等の見込量）を次のとおり設定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月の実績は、軒並み見込みを下回っており、この影響は、令和3年3月においても一定程度続くことが予想されます。ただし、この影響がいつまで、どの程度継続するかを見通すことが困難なため、令和3年度から令和5年度までの目標値及び見込量については、原則として新型コロナウイルス感染症の影響を見込んでいません。

### ■ 成果目標 → 15 ページ

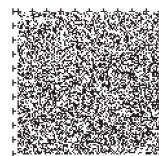
障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、国の基本指針に即して成果目標を設定します。この成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

### ■ 活動指標 → 23 ページ

国の基本指針に即し、成果目標を達成するために必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み等を設定します。

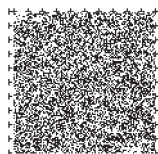
#### < 見込量を設定する障害福祉サービス等 >

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス等
- (4) 相談支援
- (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組
- (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組
- (8) 障害児通所支援、障害児相談支援等
- (9) 発達障害者等に対する支援



■ **地域生活支援事業** → 37 ページ

国の基本指針に即し、成果目標を達成するために必要な地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み等を設定します。





# 1 成果目標

令和3年度から令和5年度までの成果目標（必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）は、国の基本指針に即して、次のとおりとします。

## (1) 就労支援の充実

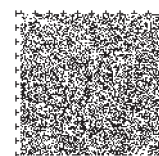
### 第6期の成果目標

- 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度の61人から78人（令和元年度の1.28倍）にします。
- 令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数を、令和元年度の53人から69人（令和元年度の1.30倍）にします。
- 令和5年度の就労継続支援事業から一般就労への移行者数は、一般就労が困難である方に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等を勘案し、A型事業については令和元年度の1人から2人（令和元年度の2倍）、B型事業については令和元年度の5人から6人（令和元年度の1.20倍）にします。
- 障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち就労定着支援事業を利用する方の割合を60%にします。さらに、就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の75%にします。

### 【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
福祉施設から一般就労への移行者数（うち区内福祉施設から一般就労への移行者数）	人	48 (24)	53 (27)	60 (30)	61 (23)	61 (26)	61 (27)
就労移行支援事業利用者数	人	192	202	212	243	233	235
利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	%	20	30	50	67	71	67
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	%	—	80	80	—	81	81

※就労者数は、福祉施設（区外施設を含む。）からの就職者数



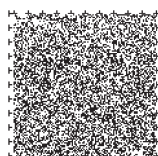
- 平成30年度の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正による法定雇用率の引き上げ、精神障害者が雇用率換算の対象になったこと等により、企業における障害者雇用が進んだこと等が影響し、実績が目標値を上回っています。ただし、令和元年度においては、目標値は達成しているものの、前年度と同数であり、退職者とその補充で増減なしとなっていると考えられます。
- 障害者への調査で、就労の継続に一番必要なことは「企業側の障害（疾病）理解」と答えた割合が高く（48.8%）、環境調整等の重要性を周知していく必要があります。

#### 【令和5年度末までに達成すべき目標】

事項	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数 (うち区内福祉施設から一般就労への移行者数)	人	65 (29)	71 (32)	78 (35)
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	人	58	64	69
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	人	2	2	2
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	人	5	5	6
移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数	人	19	29	43
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	%	75	75	75

※就労定着率とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいいます。

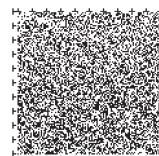
- 就労移行支援事業所及びその利用者は一貫して増加傾向にあるため、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.30倍の数を設定しています。一方、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者は、比較的重度の障害をお持ちの方が多く、直接就労する方の数は多くはないと考えられるため、ほぼ横ばいの数を設定しています。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、雇用支援ネットワーク会議や働きかたサポート部会など、サービス種別を超えたネットワークを活用しながら、就労移行へのステップアップの仕組みの確立を目指します。



- 一般就労への移行者数の内訳としては、区外福祉施設を利用している精神障害や発達障害の方の割合が多いため、区内福祉施設から一般就労への移行者数の割合は、令和元年度実績で43%となっています。令和5年度の目標値は、35人（移行者のうちの45%）と設定しています。
- 平成30年度に制度化された就労定着支援事業の周知度は確実に向上しており、今後も利用率が上がるが見込まれます。一方で、区市町村障害者就労支援事業（杉並区障害者雇用支援事業団）の利用が適する方もあることから、令和5年度の利用者数の目標値は、43人（一般就労への移行者数の60%）と設定しています。就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合に関する目標は75%とし、引き続き、定着支援事業のネットワーク作りや各ケースの蓄積等により支援力の向上を目指します。
- 杉並区障害者雇用支援事業団を中心に福祉施設、ハローワーク、障害者相談支援事業所など地域の障害者就労関係機関とのネットワークを強化するとともに、就労を希望する障害者の能力や障害特性に応じたきめ細やかな就労支援及び職場定着支援を更に進めることで、職場定着率の向上を図ります。
- 就労等を希望する生徒が「適切な働く場」を選択できるよう、特別支援学校や就労移行支援事業所等と連携して就労に向けたアセスメント※の更なる充実に努めます。

※アセスメント

働くことを希望する障害者が適切な「働く場」を選択するために必要な、その障害者の就労面や生活面に関する強みや弱みを把握すること。



## (2) 地域連携による相談支援体制等の充実

### 第6期の成果目標

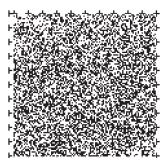
- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。
- 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、継続的に運用状況を検証・検討します。
- 地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末の施設入所者数 273 人のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を 27 人（令和元年度末の施設入所者の 9.9%）とします。
- 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の 273 人から 27 人削減して 246 人（令和元年度末入所者の 9.9%削減）にします。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

### 【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
地域生活支援拠点の整備	—	検討	検討	設置	検討	検討	設置
地域移行者数	人	8	10	13	4	6	9
累計	人	8	18	31	4	10	19
施設入所者数	人	287	279	268	280	273	264
うち都外施設入所者数	人	127	121	113	121	114	107
構成比	%	44.3	43.4	42.2	43.2	41.8	40.5

※施設入所者数は、各年度末の人数

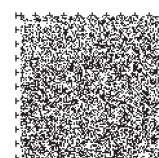
- 障害者の高齢化や障害の重度化、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる仕組みや地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制の整備（地域における複数の機関が分担して支援拠点の機能を担ういわゆる面的整備）について、令和2年度中の設置に向けて、地域自立支援協議会等において検討し、整備を進めています。



- 入所施設からの地域移行者数の実績は、いずれの年度も見込量を下回っています。これは、施設入所者の多くが長期間入居しており、施設が住まいになっていること、施設入所者も家族も高齢化してきており、環境を変えることについての準備や理解に時間が掛かることが大きな要因になっています。
- 施設入所者が地域移行するためには、グループホーム等の居住の場や地域の支援者の確保等、多くの社会資源が必要となりますが、多様な障害特性に対応できる社会資源が不足しているため、地域移行が進まない状況があります。また、地域移行支援のサービスを提供できる一般相談支援事業所など、必要なサービスの提供体制の充実を図る必要があります。
- 施設入所者数は、令和2年度末には見込量を下回る見込みです。これは、地域移行者に加え、入所者が加齢により高齢者施設へ移ったり、死亡したりしたためと考えられます。都外施設入所者については、人数・構成比ともに令和元年度に比べ減少傾向にあります。

### 【令和5年度末までに達成すべき目標】

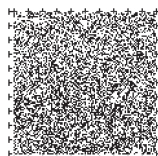
事項	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	確保	確保	確保
地域生活支援拠点等の確保	—	確保	確保	確保
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	—	検証・検討	検証・検討	検証・検討
地域移行者数	人	6	6	6
累計	人	6	12	18
施設入所者数	人	258	252	246
うち都外施設入所者数	人	103	98	93
構成比	%	40.0	39.0	38.0
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	—	検討	検討	構築





- 地域の相談支援の中核となるよう基幹相談支援センターの機能拡充を図るとともに、障害者に係る相談支援体制を再構築します。基幹相談支援センターでは、相談支援事業所に対して計画的に研修を実施し、相談の質の向上を図ります。困難事例については、後方支援を実施していきます。また、地域自立支援協議会の運営や活動を通して、障害分野の相談機関だけでなく、地域の相談機関との連携を強化していきます。
- 地域移行に係る成果目標は、国の基本指針により令和元年度末時点の施設入所者を基準として設定しています。よって、令和2年度から令和5年度までに施設から地域での生活に移行することができる人数の目標値として、令和2年度地域移行者数の実績見込み人数である9人に、令和5年度までの3か年の累計18人を加えた27人としています。

なお、その設定に当たっては、現在入所している利用者のうち、地域移行型入所施設「すだちの里すぎなみ」に入所している利用者を中心に、他施設においては比較的障害の程度が軽く、また、区内の社会資源の状況により地域移行が可能であると思われる方を想定しています。
- 施設入所者数については、平成24年度から令和元年度までの7年間に29人減少していますが、地域で生活する障害者及び介護者の高齢化や障害の重度化に伴い、今後は、入所を希望される方も一定程度増加することが見込まれます。
- 地域生活への移行を希望される方も在宅で生活されてきた方も、障害の程度に応じて、地域で自立した生活が送れるよう、地域の支援者の確保や育成も含め、在宅サービスやグループホームの充実等を図ります。また、地域において障害理解が進むよう啓発活動を継続します。
- 地域移行を進めるに当たっては、ご本人が自分にあった生活を選択・決定できるよう、ご本人・ご家族の意向なども踏まえ丁寧に相談を進めます。また、必要な支援が提供できるよう地域移行支援サービスの提供体制の確保等、関係機関との連携体制を整備します。
- 障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査の結果を事業所等と共有すること等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施するに当たり、関係自治体との必要な連携等を行うことができる体制を構築します。



### (3) 障害児支援の充実【障害児福祉計画】

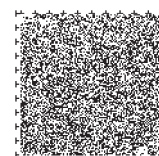
#### 第2期の成果目標

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を3か所以上にします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の充実を図ります。
- 「区立こども発達センター」と地域の関係機関との連携により保育所等訪問支援等を引き続き実施し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

#### 【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
児童発達支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
保育所等訪問支援体制の構築	か所	1	1	1以上	2	2	2
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所	2	2	2	3	3	3
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所	2以上	2以上	2以上	2	2	2
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

- 区では、平成9年に「区立こども発達センター」を開設し、平成25年からは児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児の療育、相談支援事業や保育所等訪問支援事業を実施しています。また、保護者や関係者、児童発達支援事業所などを対象に支援講座を実施しています。
- 現在、児童発達支援事業利用者の約半数は幼稚園や保育所に所属しています。所属園において障害児がより良い集団生活を送れるよう、「区立こども発達センター」と民間事業者による保育所等訪問支援事業を実施しています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所として「区立重症心身障害児通所施設わかば」を平成27年10月から委託により運営しています。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児等を対象とする放課後等デイサービス事業所を平成30年度に2か所設置し、運営助成を行っています。

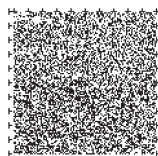


- 医療的ケア児支援のための協議の場については、平成 28 年度に立ち上げた医療職連絡会を発展させた医療的ケア児を支援する支援者連絡会がその役割を担っています。

**【令和5年度末までに達成すべき目標】**

事項	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	か所	1	1	1
保育所等訪問支援体制の構築	か所	2以上	2以上	2以上
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所	3以上	3以上	3以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所	3以上	3以上	3以上
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	設置	設置	設置
医療的ケア児支援のための協議の場への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	検討	検討	配置

- 障害児指定園の拡大などに伴い、障害のある幼児が保育園に入園し、自宅に近い療育施設を利用することが多くなっています。「区立こども発達センター」は、地域における中核施設として、地域の関係機関との連携を図り、保育所等訪問支援や地域支援講座等を開催し、関係者の支援力向上にも取り組みます。
- 現在の体制では対応できない人工呼吸器を必要とする障害児の療育ニーズがあることから、平成 30 年 4 月に創設された居宅訪問型児童発達支援事業との連携を進めていきます。
- 区内には放課後等デイサービス事業所が 18 か所（令和2年 10 月1日現在）ありますが、主に医療的ケアが必要な重症心身障害児等を対象とする放課後等デイサービス事業所の整備が進みにくい状況にあることから、区独自の開設助成により事業所を3か所以上にするとともに、専門性や質の向上を図ります。
- これまで、医療的ケア児を支援する支援者連絡会に置き換えていた医療的ケア児支援のための協議の場については、委員構成を見直し、充実を図ります。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参画を検討するなど、より有益な協議の場となるよう取り組みます。





## 2 活動指標

令和3年度から令和5年度までの活動指標（成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み等）は、現在の利用実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、次のとおりとします。

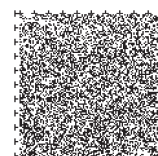
### (1) 訪問系サービス

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
居宅介護 (身体介護)	269人	277人	285人	273人	266人	274人
	4,030時間	4,175時間	4,296時間	4,033時間	3,795時間	3,917時間
居宅介護 (家事援助)	191人	205人	220人	170人	161人	168人
	1,242時間	1,472時間	1,580時間	1,032時間	955時間	998時間
重度訪問介護	36人	38人	41人	35人	35人	36人
	11,952時間	12,925時間	13,945時間	12,060時間	10,578時間	11,727時間
行動援護	10人	11人	13人	10人	17人	16人
	380時間	443時間	546時間	433時間	688時間	584時間
同行援護	133人	133人	133人	150人	128人	144人
	2,660時間	2,926時間	3,325時間	3,417時間	2,498時間	3,157時間
重度障害者等 包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

- 訪問系サービスについては、障害支援区分にかかわらず、障害者の個々の状況に応じた支給決定を行っているため、年度ごとに増減が生じています。
- 居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護は、利用人数、利用時間数とも、平成30年度末に比べ大きな変化が見られません。居宅介護（家事援助）については、身体介護と合わせて短時間で支給することが多く、配食や配送サービスなどの代替サービスもあるため、実績が見込量を下回りました。
- 外出する際に適切な支援を受けたいと希望する行動障害のある方が増えており、移動支援からの移行も含め、行動援護の利用者が増える傾向にあります。行動援護や同行援護の利用時間については、地域生活における外出支援であるため、利用者の体調等により増減が生じます。
- 重度障害者等包括支援は、区内にサービス提供事業所がないこともあり利用実績はありませんでした。

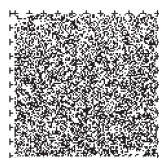


## 【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（身体介護）	279人	284人	289人
	4,051時間	4,186時間	4,320時間
居宅介護（家事援助）	185人	185人	185人
	1,194時間	1,194時間	1,194時間
重度訪問介護	37人	38人	40人
	12,331時間	12,935時間	13,539時間
行動援護	17人	17人	17人
	688時間	688時間	688時間
同行援護	160人	170人	180人
	3,645時間	3,872時間	4,100時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間

- 居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の利用実績は、年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。
- 居宅介護（家事援助）の実績は、利用の大きな伸びは見込めないことから令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量は同数（過去5年間の実績の平均の数値）としました。
- 第5期で、行動援護の利用実績は、見込量を上回る利用実績がありました。このため、行動援護の利用は過去5年間で一番実績の高い数値を令和3年度から令和5年度までの見込量としました。
- 同行援護は、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば利用実績が増加傾向にあるため、この傾向を踏まえた見込量としました。



## (2) 日中活動系サービス

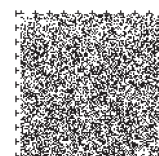
### ①日中活動系サービス（短期入所を除く。）

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 31 年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
生活介護	702 人	742 人	742 人	708 人	708 人	716 人
	15,737 人日分	16,645 人日分	16,645 人日分	13,670 人日分	14,263 人日分	13,890 人日分
自立訓練 (機能訓練)	5 人	5 人	5 人	7 人	3 人	4 人
	69 人日分	69 人日分	69 人日分	141 人日分	46 人日分	73 人日分
自立訓練 (生活訓練)	23 人	25 人	28 人	19 人	26 人	36 人
	376 人日分	408 人日分	459 人日分	357 人日分	463 人日分	614 人日分
就労移行支援	108 人	116 人	124 人	107 人	99 人	100 人
	1,797 人日分	1,930 人日分	2,062 人日分	1,923 人日分	1,860 人日分	1,861 人日分
就労継続支援 A型	31 人	31 人	31 人	36 人	39 人	40 人
	586 人日分	586 人日分	586 人日分	717 人日分	744 人日分	775 人日分
就労継続支援 B型	853 人	888 人	903 人	885 人	871 人	881 人
	12,623 人日分	13,141 人日分	13,363 人日分	12,622 人日分	13,009 人日分	13,054 人日分
就労定着支援	24 人	26 人	30 人	36 人	50 人	50 人
	46 人日分	50 人日分	58 人日分	62 人日分	80 人日分	80 人日分
療養介護	43 人	43 人	43 人	47 人	49 人	48 人

- 在宅生活をしている方については、ご本人の希望はもとより、心身の状況から通所が可能であると思われる方に、地域や人とのつながりづくり、生活の質の向上の観点から日中活動サービスの利用を勧めています。
- 生活介護の利用実績は、見込量を下回っていますが、今後の特別支援学校の卒業生や中途障害者の利用が見込まれることから、利用実績は増加する見込みです。なお、生活介護の一月当たりの利用平均日数は約 20 日となっており、利用者は、比較的安定して通所できているものと考えています。
- 自立訓練（生活訓練）は、令和2年度に区内に新しい事業所が開設されたことから令和2年度は利用実績が増える見込みです。
- 区内の就労継続支援A型事業所の令和元年度の新規利用者6名のうち5名は継続して就労できており、比較的定着率は高くなっています。また、就労継続支援B型については、利用者の高齢化が進んでおり、身体的機能の低下や障害の重度化が見られ、生活介護サービスへの移行や入所などにより実績値が見込量を下回っています。



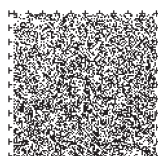
- 就労等に関する相談を継続的に行うことができる就労定着支援のサービスを希望する利用者のニーズは高く、利用実績が増えています。

## 【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	730人	736人	742人
	14,710人日分	14,830人日分	14,951人日分
自立訓練（機能訓練）	5人	5人	5人
	79人日分	79人日分	79人日分
自立訓練（生活訓練）	36人	36人	36人
	614人日分	614人日分	614人日分
就労移行支援	102人	104人	107人
	1,882人日分	1,903人日分	1,923人日分
就労継続支援A型	40人	40人	40人
	775人日分	775人日分	775人日分
就労継続支援B型	890人	899人	907人
	13,078人日分	13,102人日分	13,125人日分
就労定着支援	50人	64人	86人
	80人日分	103人日分	138人日分
療養介護	49人	49人	49人

- 生活介護の見込量は、令和元年度及び令和2年度に開設した重度知的障害者施設（下高井戸）と重度身体障害者通所施設（上井草）の利用が段階的に進むことを想定した人数としました。
- 自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間があり、利用対象者がある程度限定されることから、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量は同数（過去5年間の実績の平均の数値）としました。自立訓練（生活訓練）も標準利用期間があり、当面、新規事業所の開設の予定がないため、令和3年度から令和5年度までは、令和2年度の利用見込量と同数としました。



- 就労移行支援の利用実績は年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。就労継続支援A型は増加傾向にある一方で事業所が限られていることから、令和3年度から令和5年度までは過去5年間の実績から一番多い数値を見込量にしました。就労継続支援B型は第5期の3か年で26人の利用者が増加する見込みです。そのため、今後も同様の利用希望があると想定し、令和5年度の見込量を算出しました。
- 平成30年4月に創設された就労定着支援は、今後とも利用の増加が見込まれますが、一定の期間（最長3年間）の利用であることを勘案し、見込量を算出しました。

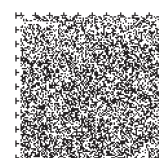
## ②短期入所

### 【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
短期入所 (福祉型)	206人	210人	214人	154人	121人	145人
	824人日分	840人日分	856人日分	556人日分	421人日分	490人日分
短期入所 (医療型)	21人	22人	23人	17人	15人	16人
	84人日分	88人日分	92人日分	69人日分	67人日分	67人日分

- 障害者への調査で、知的・重複障害者は短期入所の利用意向が高くなっています。（知的障害者で現に利用している人が22.0%であるのに対し、利用したい人の割合は38.5%、重複障害者で現に利用している人が33.3%であるのに対し、利用したい人は51.5%）
- 一方で、利用したいときに利用できないなど、利用者のニーズと合致しないために利用に結び付かないケースがあります。また、短期入所の長期間の利用に制限ができたこともあり、共同生活援助（グループホーム）に移行するケースもありました。



## 【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	148人	151人	154人
	530人日分	570人日分	610人日分
短期入所（医療型）	16人	17人	17人
	67人日分	68人日分	69人日分

- 短期入所の利用実績は、年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。
- 短期入所は、介護者の休息やグループホーム・アパートなどでのひとり暮らしの生活のイメージを作るための体験の場ともなるため、相談支援事業所などを通じて、利用を促していきます。

## （3）居住系サービス等

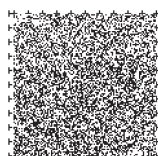
### 【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
自立生活援助	38人	40人	43人	3人	2人	4人
共同生活援助（グループホーム）	367人	382人	400人	365人	408人	407人
施設入所支援	287人	279人	268人	280人	273人	264人

※グループホーム利用者数には、66ページの利用者数（区内施設のみ）に加え区外施設の利用者を含んでいる。

- 平成30年4月に創設された自立生活援助は、区内の事業所が1か所であり、近隣区にも事業所が少ない状況です。このサービスになじむ利用者像がまだ定着していないこともあり、利用が進んでいません。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数の実績は、見込量を上回る見込みです。障害者への調査で、知的・重複障害者は共同生活援助（グループホーム）の利用意向が高くなっています（知的障害者で現に利用している人が10.7%であるのに対し、利用したい人の割合は32.7%、重複障害者で現に利用している人が18.2%であるのに対し、利用したい人は33.3%）。





- 施設入所支援の利用者数は、見込量と同程度の利用実績がありますが、今後、地域移行や加齢による高齢者施設への移行により減少傾向になると考えられます。

## 【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	5人	5人	6人
共同生活援助 (グループホーム)	426人	445人	465人
施設入所支援	258人	252人	246人
地域生活支援拠点等	設置1所 検証及び検討1回	設置1所 検証及び検討1回	設置1所 検証及び検討1回

- 自立生活援助の見込量は、入所施設、精神科病院や通過型グループホームなどから地域生活へ移行すると思われる方の人数としました。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、第5期の3か年で58人の増加となる見込みです。民間事業者によるグループホームの設置も進んでいることから、今後も一定の入居希望者が見込まれます。そのため、第6期においても利用者が同程度伸びると想定されることから、3か年で58人増となるよう見込量を設定しました。
- 施設入所支援及び地域生活支援拠点等は、前節で定めた成果目標を達成するための数値を見込量としました。

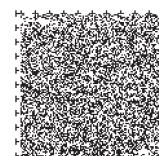
## (4) 相談支援

### 【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
計画相談支援	446人	446人	446人	590人	642人	631人
地域移行支援	7人	8人	9人	3人	4人	4人
地域定着支援	1人	2人	3人	3人	7人	7人

- 平成27年4月から障害福祉サービスを利用するに当たっては、事前にサービス等利用計画の作成が必要となり、サービス等利用計画の作成率は、平成30年度末までに100%となりました。



- 区独自事業の地域移行プレ相談事業※の対象者は増加しており、地域移行につなぐ準備が整った方の数は増えていますが、地域移行支援を行う一般相談支援事業所が増えないことから、地域移行につなげない状況があります。その結果、地域移行プレ相談事業の支援により退院する方もいることから、地域移行支援の実績としては見込量を下回る状況となっています。

※地域移行プレ相談事業

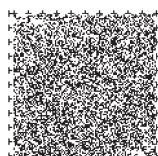
精神科病院に長期入院している方に対して、ピアサポーターや地域の支援者が外出や買物などを共に行いながら意欲を引き出し、退院の動機付けを行う事業のこと。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	642人	642人	642人
地域移行支援	5人	5人	6人
地域定着支援	4人	5人	5人

- 計画相談支援の利用が定着してきていることから、計画相談支援の利用は横ばいを見込んでいます。平成30年度からモニタリングの標準期間が見直されたことに伴い、今後は、利用者やサービス事業者等と相談支援専門員の信頼関係が一層醸成されることが見込まれます。





## (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	51人	51人	51人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

※保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 51 人の内訳は、各回について、保健6人、医療（精神科）3人、福祉6人、当事者1人及び事務1人

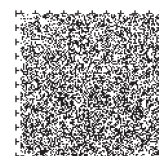
※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援	5人	5人	6人
精神障害者の地域定着支援	4人	5人	5人
精神障害者の共同生活援助	71人	74人	78人
精神障害者の自立生活援助	5人	5人	6人

●精神科病院に長期入院している方が安心して退院でき、地域で生活する精神障害の方が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、地域自立支援協議会の専門部会である地域移行促進部会において、引き続き検討を進めます。また、隔年で設定した目標について、毎年度、その進捗を評価します。

●精神障害者の地域移行については、令和元年度からの保健所と連携した退院支援の取組により、支援対象者が増えています。この取組の継続により、今後も地域移行支援の利用者の増加が見込まれます。

地域定着支援は、居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うものです。平成30年度に地域定着支援の支援内容を包含するサービスとして、単身の障害者等の自立した日常生活の実現に必要な支援を行う自立生活援助が創設されたことに伴い、地域定着支援は、ほぼ横ばいで推移するものと見込みました。



## (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

### 【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	96件	120件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回

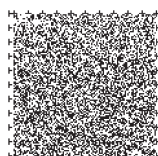
- 基幹相談支援センターの機能拡充を図るとともに、緊急時のコーディネーター業務、精神科病院や入所施設からの地域移行の更なる促進など、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を再構築します。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問、同行、支援会議などによる専門的な指導・助言や、相談支援専門員スキルアップ研修などの人材育成の支援、自立支援協議会を活用した地域の相談機関との連携強化など、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援体制の強化を図ります。

## (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### 【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	66人	71人	76人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	0回	1回

- 障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、東京都などが実施する研修への区の職員の積極的な参加を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を事業所等と共有することにより、請求の過誤の防止を図ります。



## (8) 障害児通所支援、障害児相談支援等

【実績】

※一月当たり

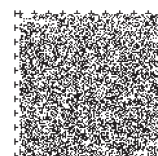
事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
児童発達支援	1,267人	1,343人	1,383人	1,031人	1,014人	943人
	4,401人日分	4,665人日分	4,805人日分	4,260人日分	4,093人日分	3,727人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人	0人	1人	1人
	14人日分	14人日分	14人日分	0人日分	13人日分	13人日分
放課後等デイサービス	432人	411人	390人	434人	384人	380人
	4,488人日分	4,039人日分	3,837人日分	3,989人日分	3,744人日分	3,784人日分

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度 各月平均	令和元年度 各月平均	令和2年度 各月平均 (見込み)
保育所等訪問支援	251人	398人	498人	22人	29人	26人
	251人日分	398人日分	498人日分	25人日分	37人日分	31人日分
居宅訪問型児童発達支援	4人	4人	4人	2人	2人	4人
	20人日分	20人日分	20人日分	9人日分	4人日分	20人日分
障害児相談支援	134人	146人	148人	184人	206人	208人

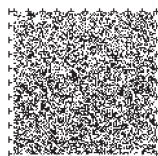
- 平成24年4月の児童福祉法改正により、障害児通所支援の実施主体は東京都から杉並区になりました。また、平成30年4月の法改正により、通所が困難な障害児の居宅を訪問し療育を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されました。

平成9年に開設した「区立こども発達センター」は、心身の発達に遅れや心配がある子どもとその保護者を対象に支援してきました。平成25年4月からは児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児の療育、相談支援事業、保育所等訪問支援事業、保護者や関係者・支援者を対象とした支援講座を実施しています。また、平成30年5月、6月に、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が2か所開設されました。

- 児童発達支援の実績は、第5期の計画期間中は減少傾向が見られ、見込量を下回りました。これは乳幼児の相談件数が横ばい傾向にあること、また、発達障害の認知度の高まりとともに、相談を勧められるケースも増えているため、児童発達支援を利用するまでには、保護者の心情に沿いつつ相談を重ねていく必要が多くなることから、利用に至るまでには時間を要する傾向が増加しているためです。
- 医療型児童発達支援は区内に事業所がないこともあり、利用実績は1人とどまっています。



- 放課後等デイサービスの実績は、第5期の計画期間中は減少傾向が見られました。今後は、子育て支援施策や教育施策との連携を一層推進するとともに、近隣施設との連携を促進することなどを検討し、障害児の個々の状況に応じたより適切な利用ができるような体制を整えていきます。
- 療育を必要とする児童を受け入れる保育所等の体制整備が進み、障害の重い児童が保育所に入園することが多くなっています。そのため、集団生活が円滑に送れるよう、平成24年度に創設された保育所等訪問支援を希望する保護者が増えています。この事業には複数の民間事業者の参入を見込んでいましたが、参入に至らず、現在は区立こども発達センター及び民間事業所1か所のみで実施しているため、実績は見込量を下回っています。提供体制の充実を図るため、区は、今後とも、民間事業者に対する働き掛けを行っていきます。
- 平成27年4月から障害児通所支援を利用するに当たっては、事前に障害児支援利用計画の作成が必要となり、障害児支援利用計画の作成率は、平成27年度末までに100%となりました。
- 障害児相談支援を必要とする未就学の児童であって、障害者手帳を持たない児童は、就学後に障害福祉サービス等を利用することがないため、主に区の相談事業所が障害児支援利用計画を作成してきました。しかしながら、発達障害児については適切な助言のできる民間の障害児相談支援事業所が設置されてきたことから、順次移行を進めています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳を所持している障害児にあっては、就学前から障害福祉サービス等の利用が必要であったり、就学後に利用を開始したりすることもあるため、長期間にわたって相談支援が可能な民間の相談支援事業所において障害児支援利用計画を作成しています。

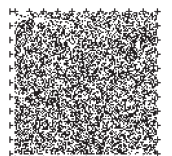


【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,080 人	1,130 人	1,180 人
	4,560 人日分	4,860 人日分	5,160 人日分
医療型児童発達支援	1 人	1 人	1 人
	13 人日分	13 人日分	13 人日分
放課後等デイサービス	453 人	457 人	461 人
	4,141 人日分	4,179 人日分	4,216 人日分
保育所等訪問支援	29 人	32 人	35 人
	36 人日分	42 人日分	49 人日分
居宅訪問型児童発達支援	4 人	4 人	4 人
	20 人日分	20 人日分	20 人日分
障害児相談支援	210 人	212 人	214 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人

- 児童発達支援事業は、利用実績から相談件数の伸びとそれに対する利用日数の比率を踏まえて見込量を設定しました。今後も、障害児の個々の状況に応じたより適切な利用ができるように、相談体制を整えていきます。更に、子育て支援施策や教育施策との連携を一層推進するとともに、近隣施設との連携を促進することなどを検討し、地域での生活を支え子どもの成長・発達を育みます。
- 放課後等デイサービスは、令和3年度に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービスの事業所の開設を予定しているため、当該施設の定員（5人）及び利用日数を含めた数を見込量としました。
- 保育所等訪問支援事業は、幼稚園や保育園での障害児の受入れが進むことが想定されることから、利用実績の増加率を踏まえて見込量を設定しました。
- 平成30年4月に創設された居宅訪問型児童発達支援事業については、外出することが著しく困難な重症心身障害児などが対象となるため、現在、区で把握している高度な医療的ケアを必要とする在宅児童数を踏まえた数を見込量としました。
- 障害児相談支援は、障害児通所支援の利用者の数に合わせ見込量を設定しています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、これまで、医療的ケア児を支援する支援者連絡会に置き換えていた医療的ケア児支援のための協議の場の充実を図り、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参画を検討します。



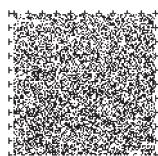


## (9) 発達障害者等に対する支援

### 【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者等に対する支援			
ピアサポートの活動への参加人数	96人	120人	144人
発達障害児等に対する支援			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	4人	4人	5人

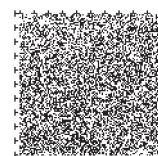
- 発達障害児者等及びその家族等への支援として、同じ悩みを持つ保護者などが、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学んだり、仲間を作ることなどを目的としたペアレントプログラムを引き続き実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。なお、これまで育成してきた支援者を必要なところに派遣するなど、人材のコーディネートについても検討します。
- 発達障害児の子育ての経験のある方がその育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターについては、現在、3名の区民が東京都の研修を修了し、東京都ペアレントメンター事務局に登録されています。ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する区民への情報提供など、東京都との連携を図ります。



### 3 地域生活支援事業

#### 【実績】

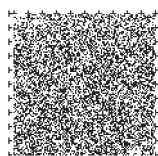
事項	単位	見込量			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月(見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター ※	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣	月間派遣回数	84回	86回	88回	90回	100回	95回
要約筆記者派遣	月間派遣回数	14回	15回	15回	9回	7回	10回
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	年間件数	26件	28件	30件	31件	21件	30件
自立生活支援用具	年間件数	110件	110件	110件	66件	67件	62件
在宅療養等支援用具	年間件数	115件	115件	115件	54件	91件	69件
情報・意思疎通支援用具	年間件数	105件	105件	105件	101件	171件	126件
排泄管理支援用具	年間件数	7,365件	7,365件	7,365件	6,557件	6,251件	6,269件
住宅改修費	年間件数	32件	33件	34件	27件	26件	26件
手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	160人	163人	165人	135人	133人	0人
移動支援事業	月間利用者数	794人	826人	859人	740人	599人	780人
	月間利用時間	13,483時間	13,753時間	14,028時間	13,660時間	9,725時間	13,599時間
地域活動支援センター	月間利用者数	125人	125人	125人	124人	129人	130人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所



訪問入浴サービス	月間利用者数	110人	110人	110人	84人	81人	85人
	月間利用回数	260回	260回	260回	191回	194回	212回
日中一時支援(日帰りショートステイ)	月間利用者数	84人	84人	84人	48人	50人	63人
	月間利用日数	80日分	80日分	80日分	55日分	42日分	54日分
盲人ホームの運営	月間利用者数	10人	10人	10人	9人	9人	10人

## 【見込み】

事項	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター ※	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣	月間派遣回数	95回	100回	100回
要約筆記者派遣	月間派遣回数	10回	12回	12回
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	年間件数	31件	32件	32件
自立生活支援用具	年間件数	62件	62件	62件
在宅療養等支援用具	年間件数	70件	70件	71件
情報・意思疎通支援用具	年間件数	131件	137件	142件
排泄管理支援用具	年間件数	6,269件	6,269件	6,269件
住宅改修費	年間件数	26件	26件	26件
手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	130人	135人	135人
移動支援事業	月間利用者数	939人	1,015人	1,091人
	月間利用時間	18,780時間	20,300時間	21,820時間

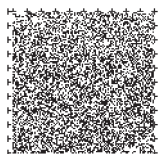




地域活動支援センター	月間利用者数	130人	130人	130人
	施設数	2か所	2か所	2か所
訪問入浴サービス	月間利用者数	90人	95人	100人
	月間利用回数	225回	237回	250回
日中一時支援(日帰りショートステイ)	月間利用者数	64人	65人	66人
	月間利用日数	54日分	54日分	54日分
盲人ホームの運営	月間利用者数	10人	10人	10人

※区では、障害者施策課地域ネットワーク推進係が基幹相談支援センター機能の一部を担ってきましたが、令和3年度以降、当該機能の拡充を図ります。

- 地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により区が実施する事業です。
- 平成30年度から令和2年度までの実績(令和2年度は実績見込み)のうち、移動支援事業、訪問入浴サービス及び日中一時支援事業(日帰りショートステイ)は、見込量を下回っています。これらの事業の利用希望はあるものの、ヘルパーの不足により利用に結び付かなかったことなどが要因と考えられます。区では現在、障害者の移動に関する事業の見直しなどに取り組んでおり、より効果的で安定的な事業運営を推進します。
- 令和3年度から令和5年度までの見込量は、平成30年度から令和2年度までの実績(令和2年度は実績見込み)の推移などを踏まえて設定しました。



# 資 料

## 1 計画の策定経過

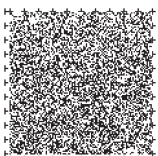
### (1) 地域自立支援協議会・障害者福祉推進連絡協議会等での検討

杉並区障害者地域自立支援協議会及び同協議会のもとに設置した計画部会、杉並区障害者福祉推進連絡協議会において、計画策定に向けた検討を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面による報告・意見集約についても実施しました。

開催日	会議	主な議題
令和2年7月9日	杉並区障害者福祉推進連絡協議会 (書面報告)	・計画策定の進め方等について
令和2年7月13日	杉並区障害者地域自立支援協議会 計画部会(第1回)	・計画策定の進め方等について ・現計画の進捗状況と次期計画の方向性について
令和2年7月27日	杉並区障害者地域自立支援協議会 (書面報告)	・計画策定の進め方等について
令和2年9月10日	杉並区障害者地域自立支援協議会 計画部会(第2回)(書面報告)	・計画の素案について
令和2年10月13日	杉並区障害者地域自立支援協議会 (書面報告)	・計画の素案について
令和2年10月20日	杉並区障害者福祉推進連絡協議会	
令和2年12月1日	杉並区障害者地域自立支援協議会・杉並 区障害者福祉推進連絡協議会(書面報告)	・計画の案について
令和3年1月28日	杉並区障害者地域自立支援協議会・杉並 区障害者福祉推進連絡協議会(書面報告)	・区民等の意見提出手続の実施結果及び計画案 の修正について

### (2) 調査の実施

計画の策定に向けて、障害者の方の生活状況やサービスの利用意向などを把握するため、身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者の方に郵送等により「地域生活に関する調査」を実施しました。



## 2 地域生活に関する調査の概要

### (1) 調査概要

○調査期間	令和元年 11 月 18 日から同年 12 月 3 日まで
○調査票発送数	4,458 件 (一部、区職員による聞き取り調査を実施)
○有効回収数	1,631 件
○有効回収率	36.6%
○障害種別	身体障害のある方・難病患者 (身体・難病)、知的障害のある方 (知的)、重度重複障害のある方 (重複)、精神障害・発達障害のある方 (精神・発達)、発達障害児 (発達児)、高次脳機能障害のある方 (高次脳)
	※ ( ) 内はグラフ等での略称

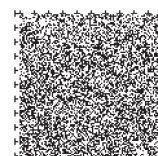
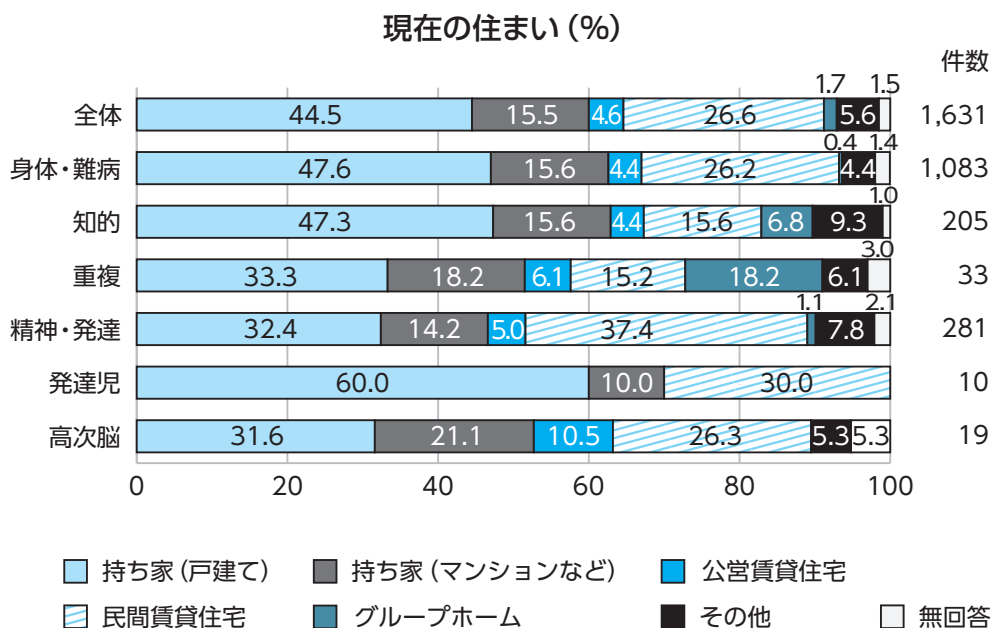
### (2) 住まい・世帯の状況

#### ●現在の住まい

(問：あなた (ご本人) の現在のお住まいの状況を選んでください。)

全体では、「持ち家 (戸建て)」が 44.5% と最も多く、次いで「民間賃貸住宅 (26.6%)」、  
「持ち家 (マンションなど) (15.5%)」が続いています。

障害種類別では、精神障害・発達障害のある方では、「民間賃貸住宅 (37.4%)」が多くなっています。



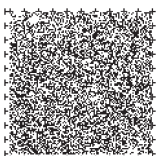
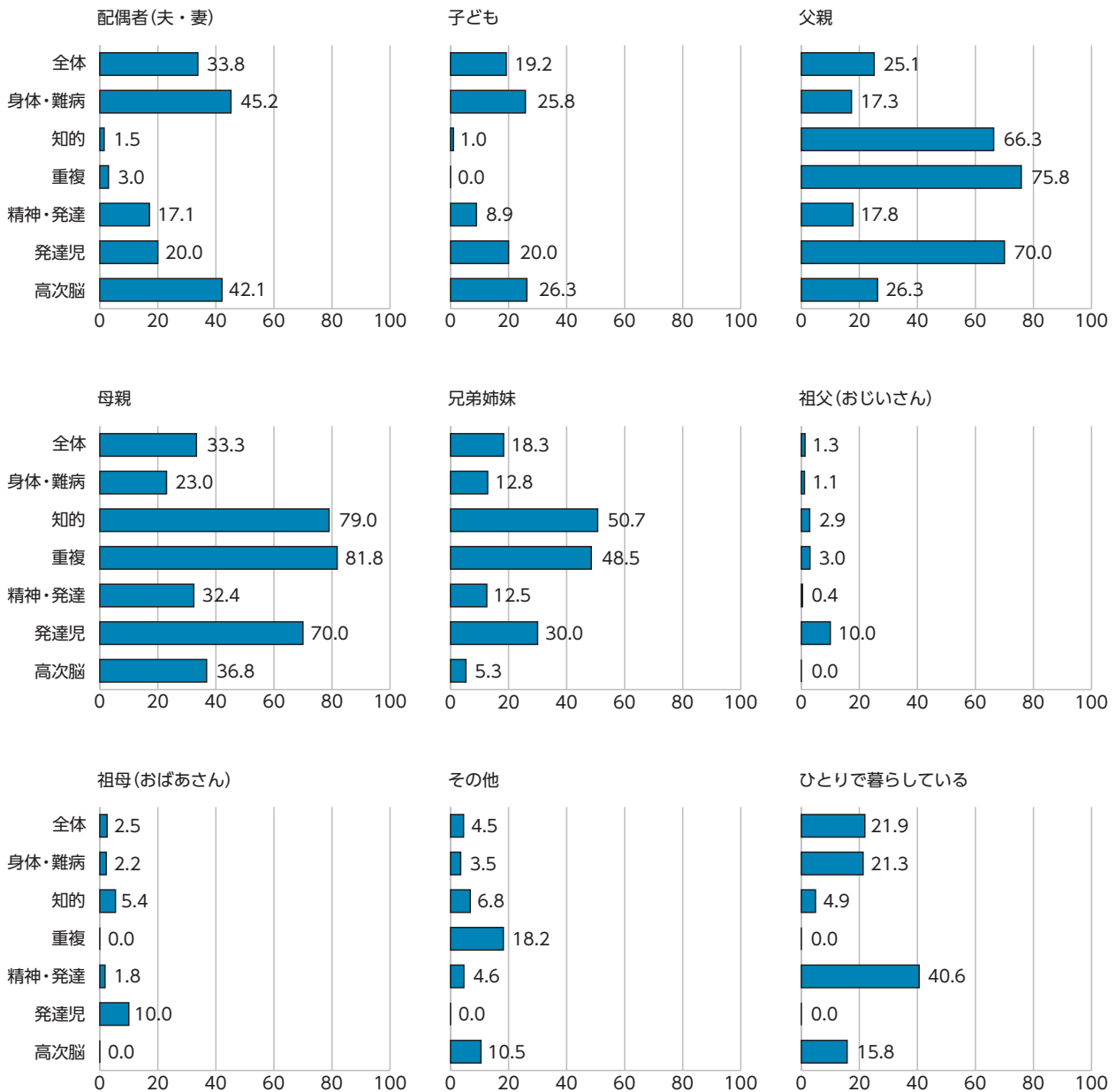
## ●同居家族

(問：現在、あなた（ご本人）と一緒に暮らしている人はどなたですか？)

全体では、「配偶者（33.8%）」、「母親（33.3%）」が多くみられます。

障害種類別では、知的障害のある方、重複障害のある方、発達障害児で、「父親」、「母親」と「兄弟姉妹」の割合が高く、身体障害のある方・難病患者、高次脳機能障害のある方で「配偶者」の割合が高くなっています。

同居家族 (%)

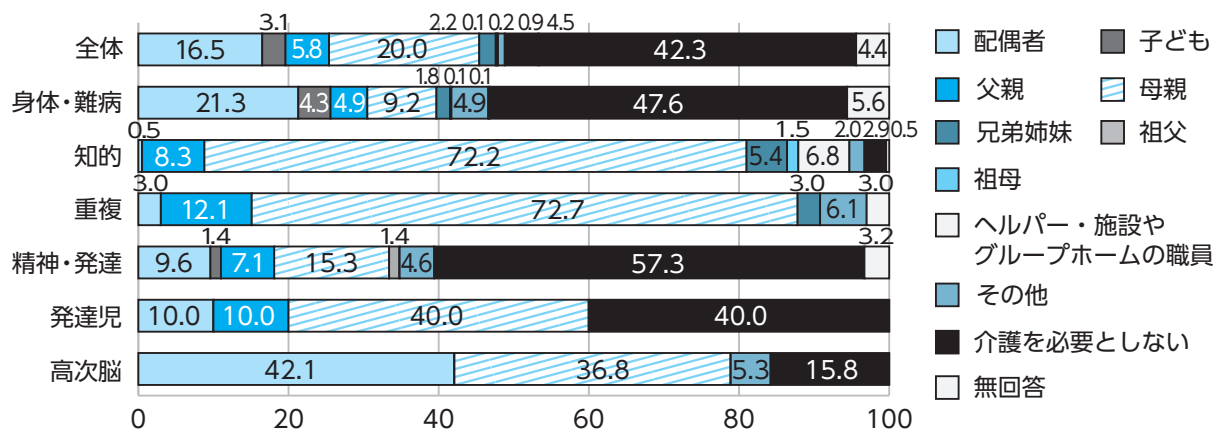


## ●主な介護者

(問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）はどなたですか？)

全体では、「介護を必要としない」が42.3%と高いものの、約50%の方が介護者について回答しており、主な介護者のうち、「母親」が20.0%、「配偶者」が16.5%と高くなっています。障害種類別では、身体障害のある方・難病患者と精神障害・発達障害のある方、発達障害児では「介護を必要としない」が多く、知的障害のある方と重複障害のある方では「母親」が特に多くなっており、高次脳機能障害のある方では「配偶者」が多く回答されています。

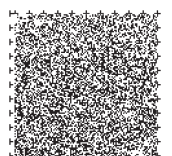
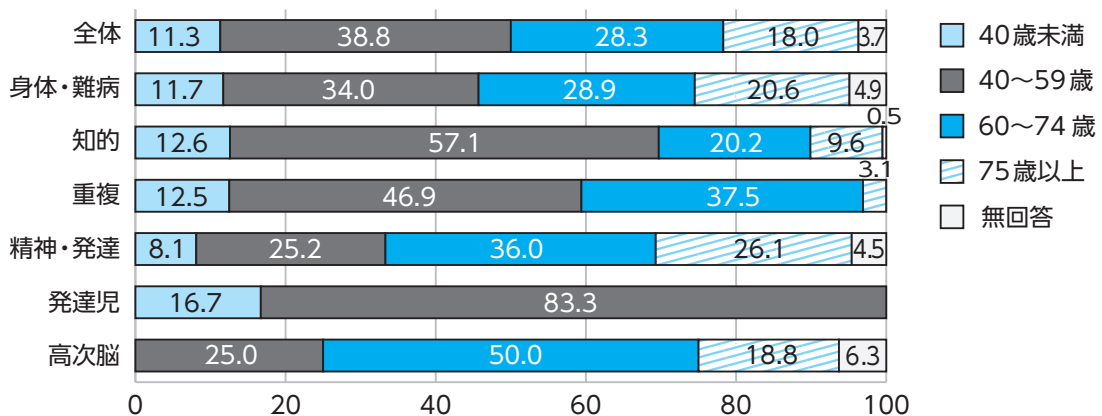
主な介護者 (%)



## ●介護者の年齢 (問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）の年齢をお答えください。)

介護者の年齢は、全体では「40～59歳」が38.8%と最も多く、次いで「60～74歳」が28.3%、「75歳以上」が18.0%となっています。

介護者の年齢 (%)

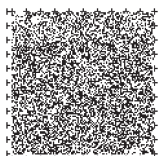
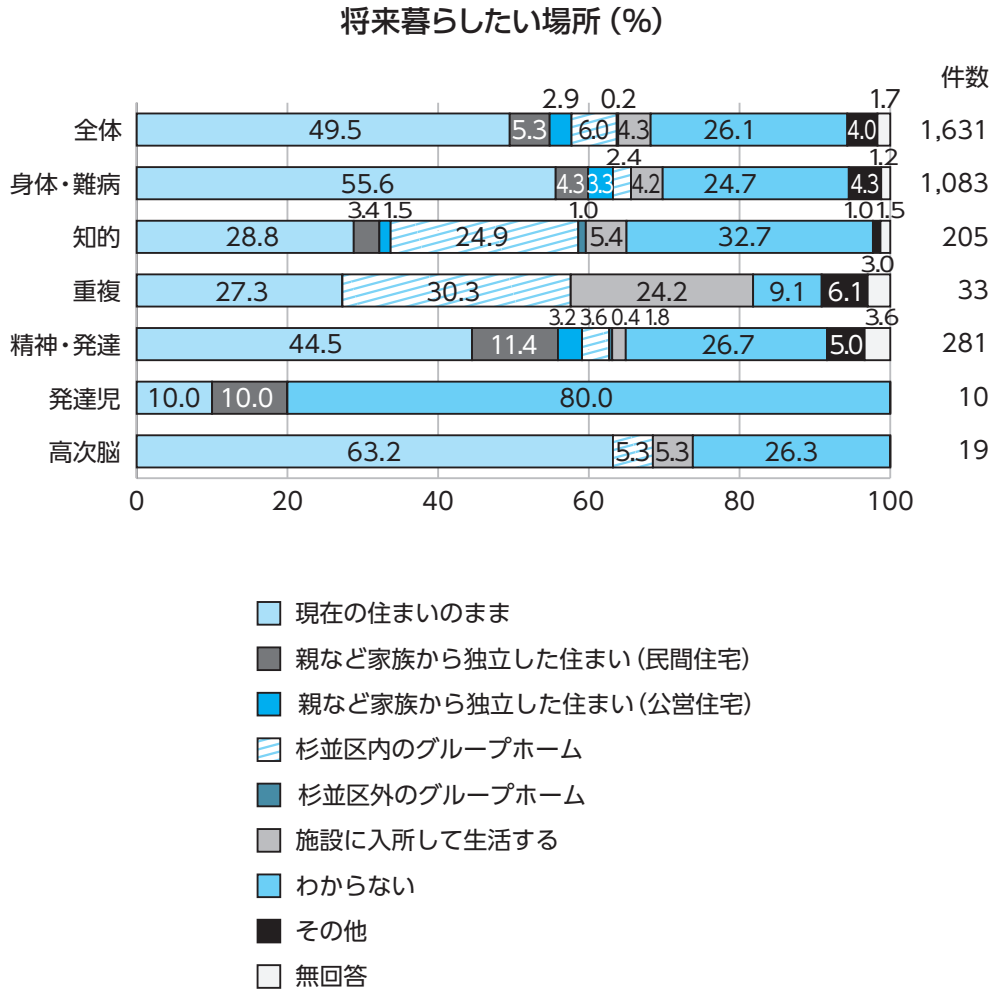


## ●将来暮らしたい場所

(問：あなた(ご本人)は将来どこで暮らしたいと思っていますか?)

全体では、「現在の住まいのまま」が49.5%と最も多く、次いで「わからない」が26.1%と続いています。

障害種類別では、身体障害のある方・難病患者と高次脳機能障害のある方で、「現在の住まいのまま」の割合が高く、重複障害のある方では「杉並区内のグループホーム」が30.3%、「現在の住まいのまま」が27.3%、「施設に入所して生活する」が24.2%と多く回答されています。



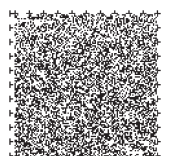
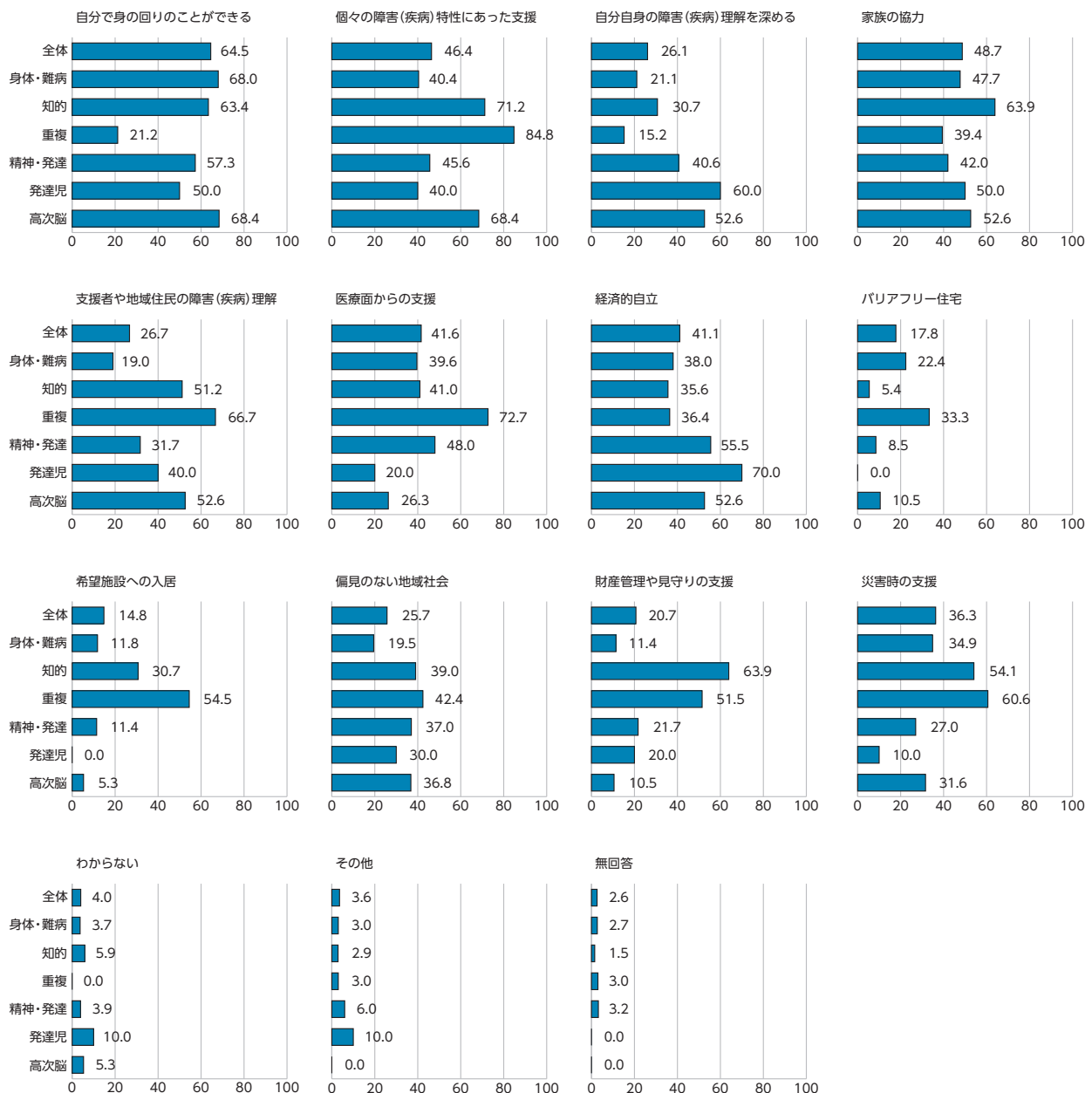
## ●暮らしたい場所で暮らすために必要なこと

(問：あなた(ご本人)が暮らしたい所で暮らすために必要なことは何だと思えますか?)

全体では、「自分で身の回りのことができる」が64.5%と最も多く、次いで「家族の協力」が48.7%と続いています。

障害種類別では、身体障害のある方・難病患者、知的障害のある方と高次脳機能障害のある方で「自分で身の回りのことができる」が60%台と高く、重複障害のある方では「個々の障害(疾病)特性にあった支援」が84.8%と最も多くなっています。また、「経済的自立」は発達障害児で70.0%と最も多くなっています。

暮らしたい所で暮らすために必要なこと (%)





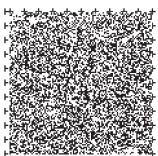
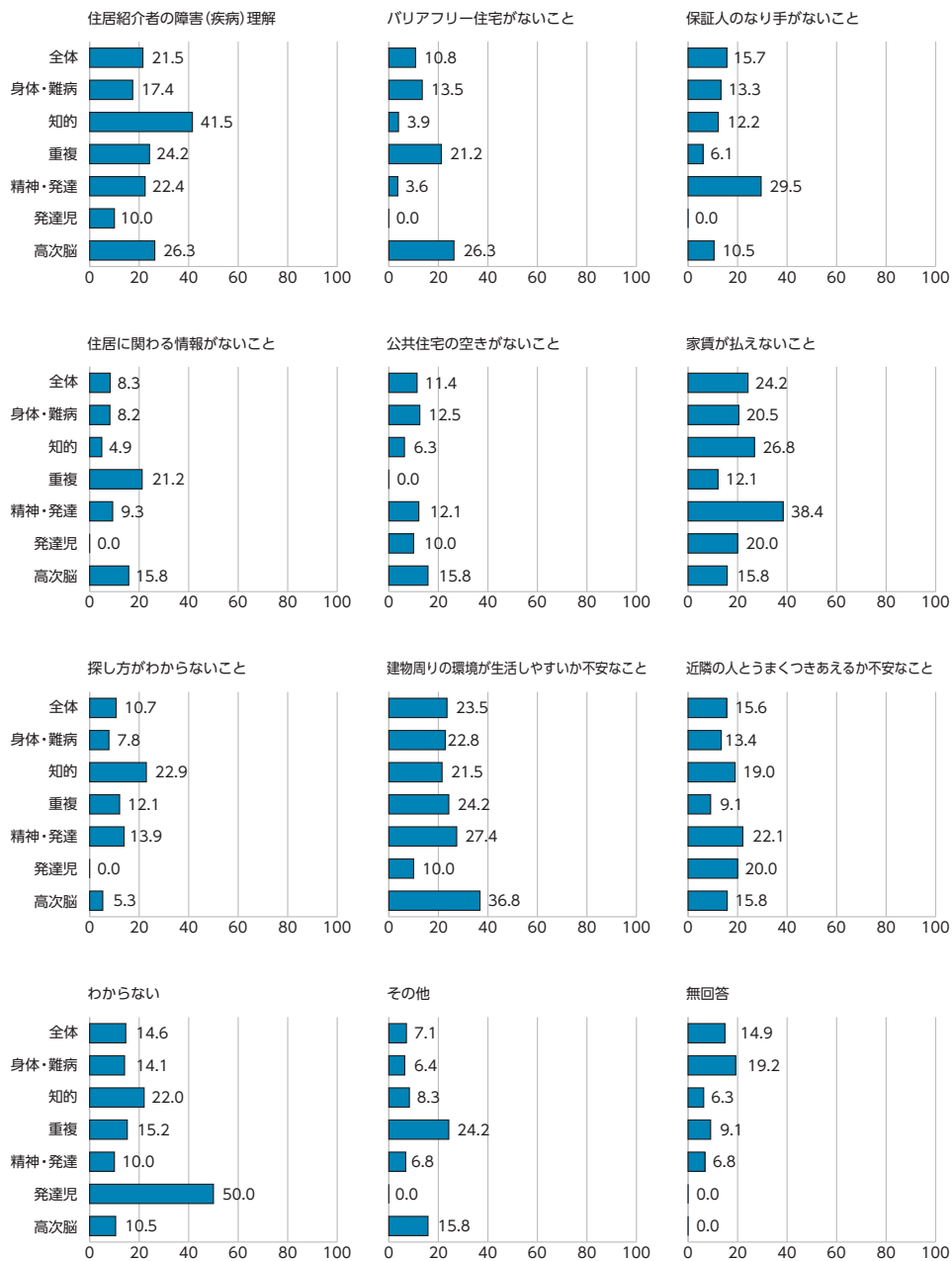
## ●住まいを探すときに不安なことや困ること

(問:あなた(ご本人)が住まいを探すときに不安なことや困ることは何だと思えますか?)

全体では、「家賃が払えないこと」が24.2%と最も多く、「建物周りの環境が生活しやすいか不安なこと」が23.5%と続いています。

障害種類別では、知的障害のある方で「住居紹介者の障害(疾病)理解」が41.5%、精神障害・発達障害のある方で「家賃が払えないこと」が38.4%、高次脳機能障害のある方で「建物周りの環境が生活しやすいか不安なこと」が36.8%と最も多くなっています。また、発達障害児は「わからない」が5割と高くなっています。

住まいを探すときに不安なことや困ること (%)

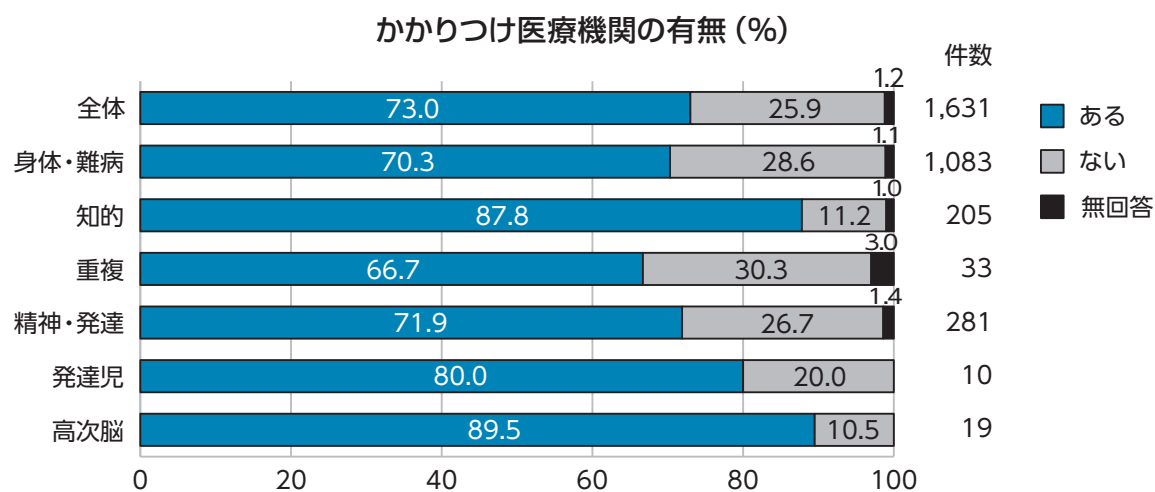


### (3) 健康・医療について

#### ●かかりつけ医療機関

(問:あなた(ご本人)は、区内などのお近くに日常的なかかりつけ医療機関がありますか?)

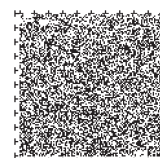
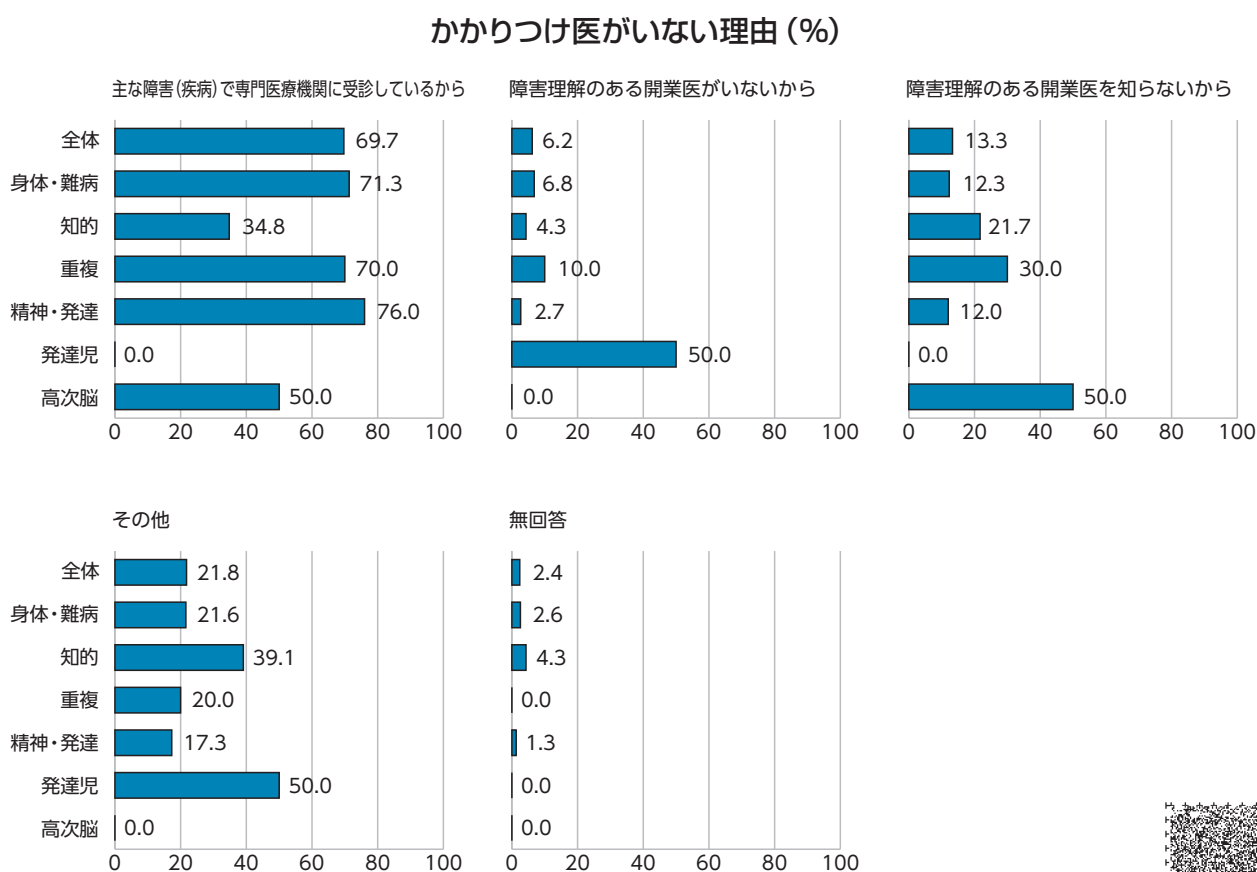
全体では、かかりつけの医療機関「ある」が73.0%、「ない」が25.9%となっています。



#### ●かかりつけ医がない理由 (問:かかりつけ医がない理由は何ですか?)

かかりつけの医療機関が「ない」と回答した人にその理由を聞いたところ、全体では、「主な障害(疾病)で専門医療機関に受診しているから」が69.7%と最も多くなっています。

障害種類別では、知的障害のある方と発達障害児を除いて、「主な障害(疾病)で専門医療機関に受診しているから」が最も多くなっています。



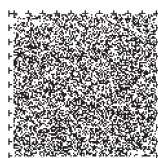
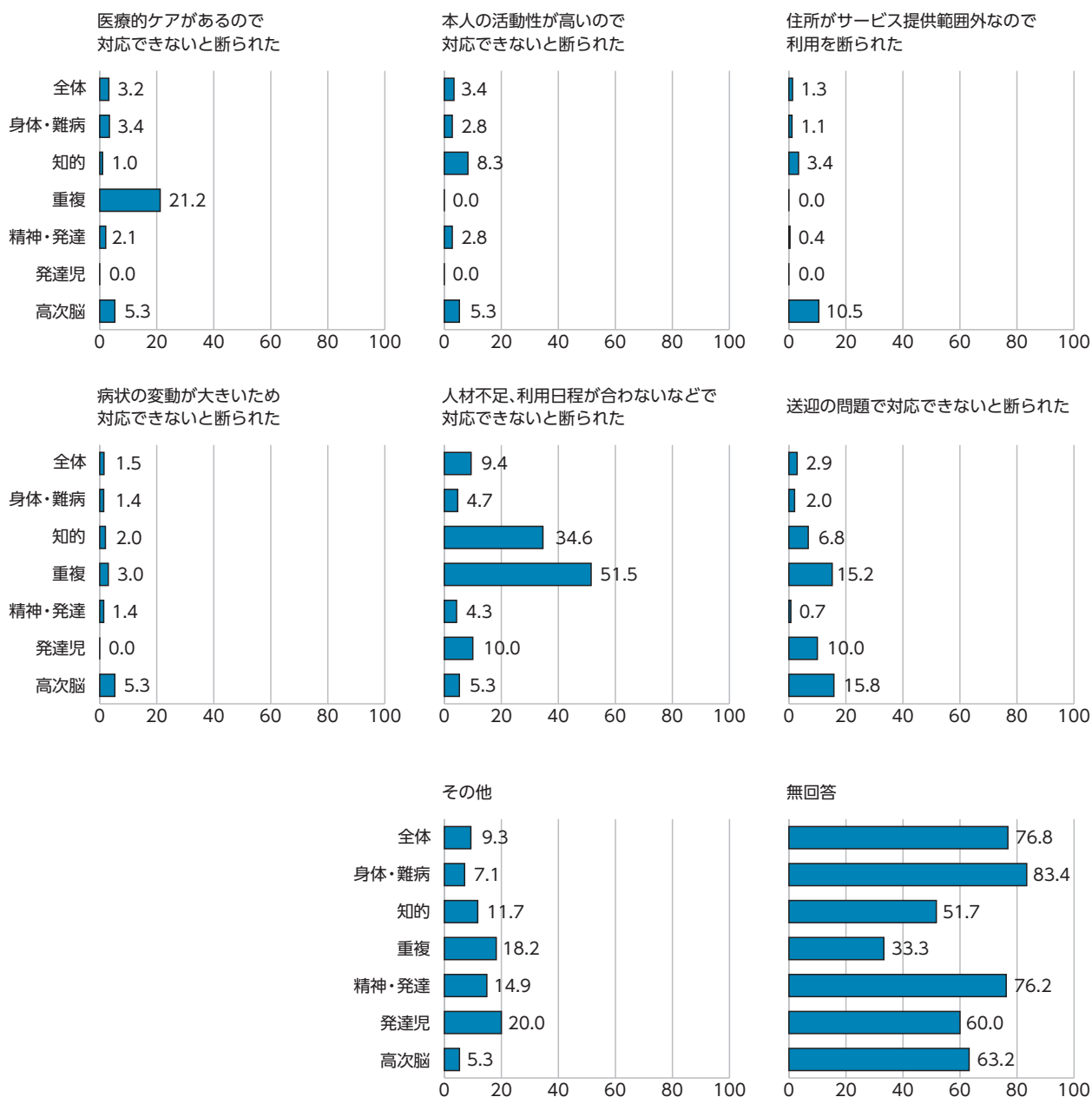
#### (4) 杉並区の障害者へのサービスについて

##### ●サービス利用時に利用できなかったこと(問:福祉サービスを利用する際に、(サービス提供者の問題で)利用しにくかったことや、利用に至らなかったことがありますか?)

全体では、回答された内容のうち、「人材不足、利用日程が合わないなどで対応できないと断られた」が9.4%、「その他」が9.3%、「本人の活動性が高いので対応できないと断られた」が3.4%と続いています。

障害種類別では、重複障害のある方で「医療的ケアがあるので対応できないと断られた」が21.2%、「人材不足、利用日程が合わないなどで対応できないと断られた」が51.5%と多くなっています。

サービス利用時に利用できなかったこと (%)



## (5) 利用したいサービスについて

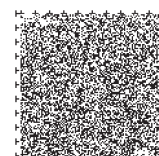
今後のサービスの利用意向について、障害種別により利用したいサービスの種類、希望する割合が異なります。

知的障害のある方と重複障害のある方は、すべてのサービスにおいて利用希望が高くなっていますが、特に「通所系サービス」・「外出介護サービス」・「ショートステイ」の割合が高くなっています。

身体障害のある方・難病患者は居宅介護サービスや相談支援サービスの利用意向が、精神障害のある方は相談支援サービスや就労移行支援事業所の利用意向が多くなっています。

サービスの種類	障害別		身体・難病	知的	重複	精神・発達
	利用している	利用したい				
居宅介護サービス	利用している		12.8%	4.9%	24.2%	7.8%
	利用したい		20.9%	10.7%	42.4%	15.3%
外出介護サービス	利用している		8.7%	44.9%	42.4%	5.3%
	利用したい		16.1%	53.7%	60.6%	10.7%
少人数での居住サービス	利用している		1.1%	10.7%	18.2%	1.8%
	利用したい		5.9%	32.7%	33.3%	6.0%
ショートステイサービス	利用している		4.6%	22.0%	33.3%	4.3%
	利用したい		9.3%	38.5%	51.5%	8.2%
通所系サービス	利用している		4.1%	21.5%	51.5%	11.7%
	利用したい		8.2%	35.6%	66.7%	17.1%
就労移行支援事業所	利用している		1.6%	6.3%	0.0%	10.7%
	利用したい		6.1%	22.0%	6.1%	19.6%
障害児通所系サービス	利用している		5.5%	42.4%	30.4%	3.2%
	利用したい		8.5%	43.4%	33.3%	4.3%
施設入所支援サービス	利用している					
	利用したい		6.8%	17.6%	30.3%	4.3%
相談支援サービス	利用している		5.6%	27.8%	30.3%	12.5%
	利用したい		18.1%	40.0%	39.4%	23.5%

※発達障害の方、高次脳機能障害の方は、件数が少ないため除く。



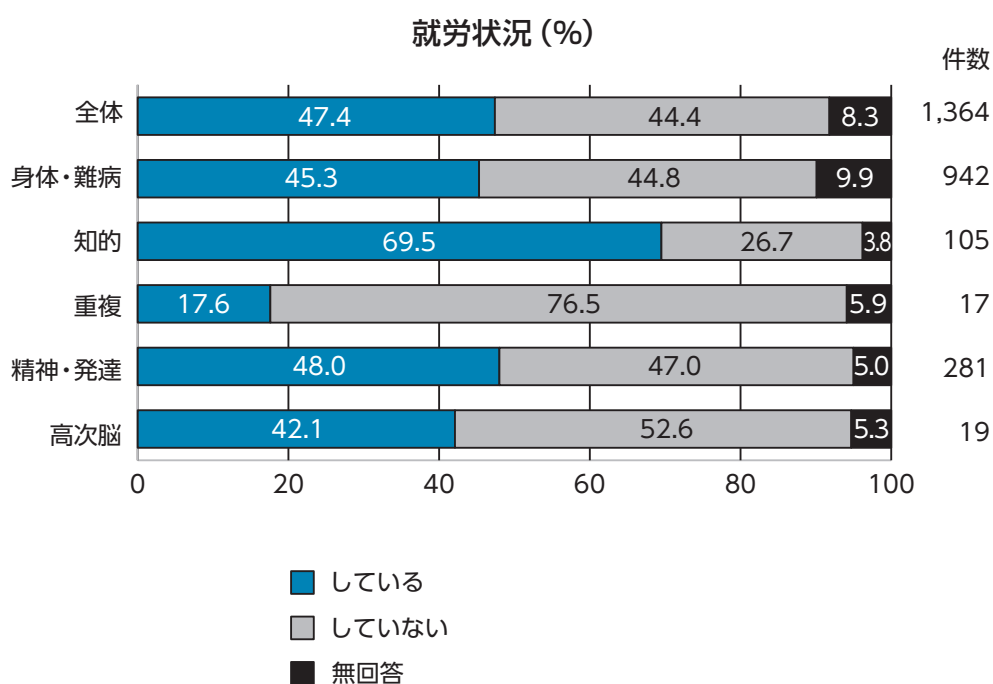
## (6) 就労について(18歳以上の回答者)

### ●就労状況

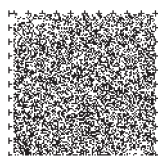
(問:あなた(ご本人)は、現在、収入のある仕事(作業所などを含む)をしていますか?)

全体では、仕事を「している」が47.4%、「していない」が44.4%となっています。

障害種類別で仕事を「している」をみると、知的障害のある方の就業率が69.5%と最も高く、一方、重複障害のある方の就業率は17.6%と最も低くなっています。



(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)

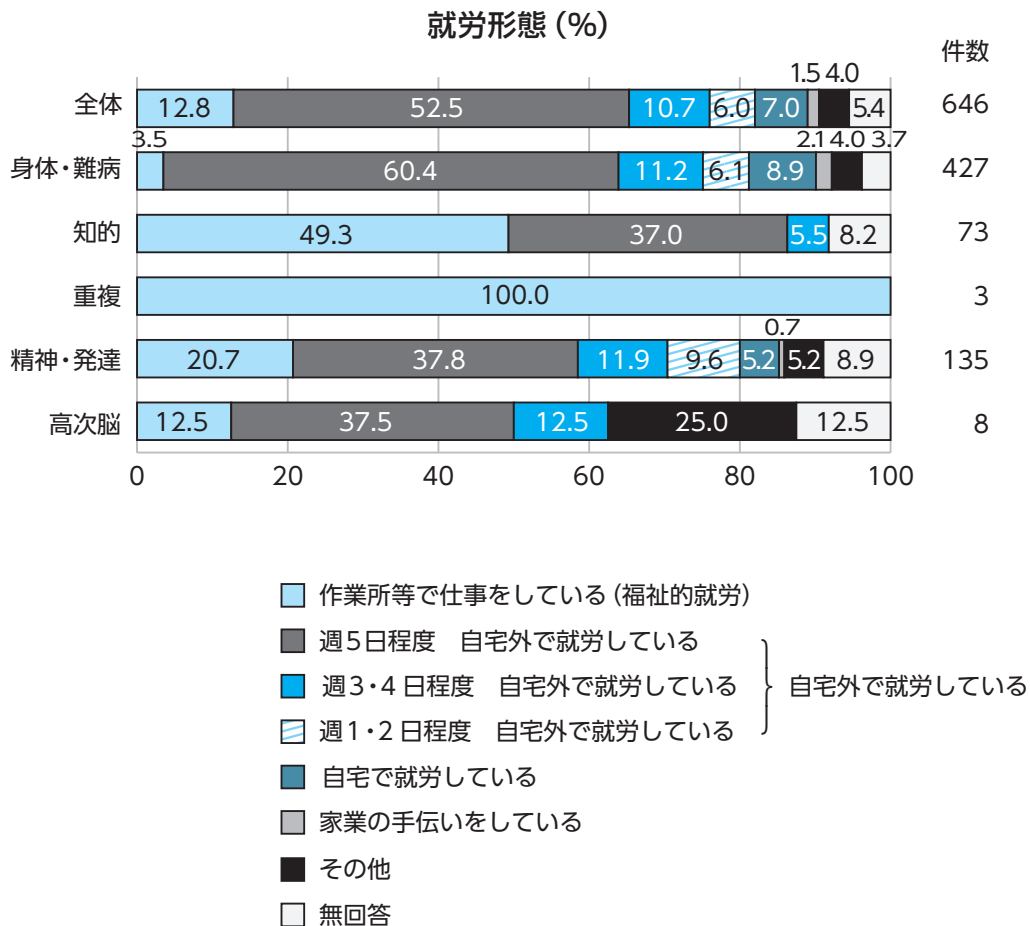


## ●就労形態

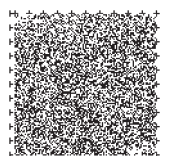
(問：あなた(ご本人)の現在の就労の場は次のどれですか?)

全体では、「週5日程度 自宅外で就労している」が52.5%と最も多く、『自宅外で就労している』人は全体で69.2%となっています。

障害種類別では、『自宅外で就労している』は身体障害のある方・難病患者で77.7%と最も多くなっています。就業率の高い知的障害のある方は、「作業所等で仕事をしている(福祉的就労)」が49.3%と高くなっています。



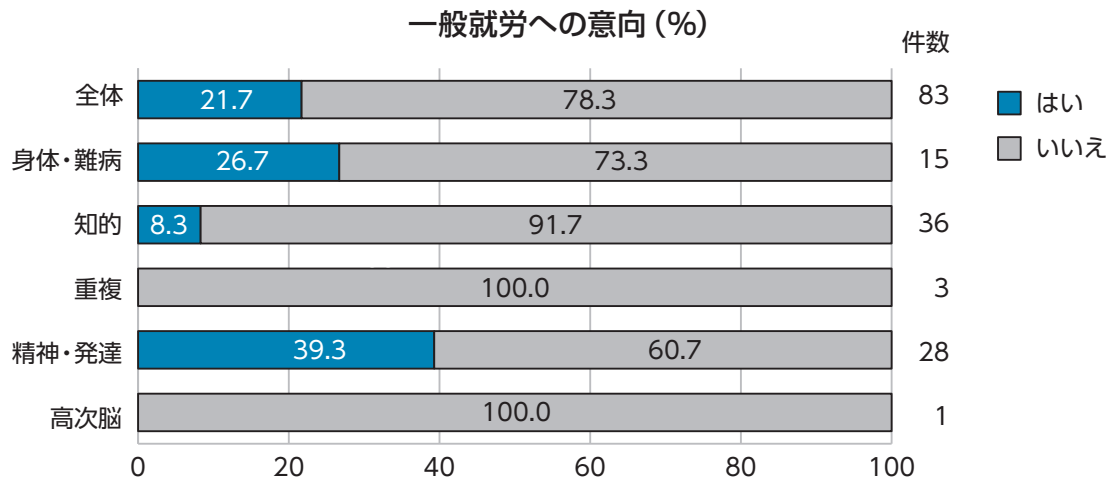
(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)





● **一般就労への意向** (問：現在、通っている作業所等から一般就労（障害者雇用含む）を目指したいと思っていますか？)

全体では、「はい」が21.7%、「いいえ」が78.3%となっています。

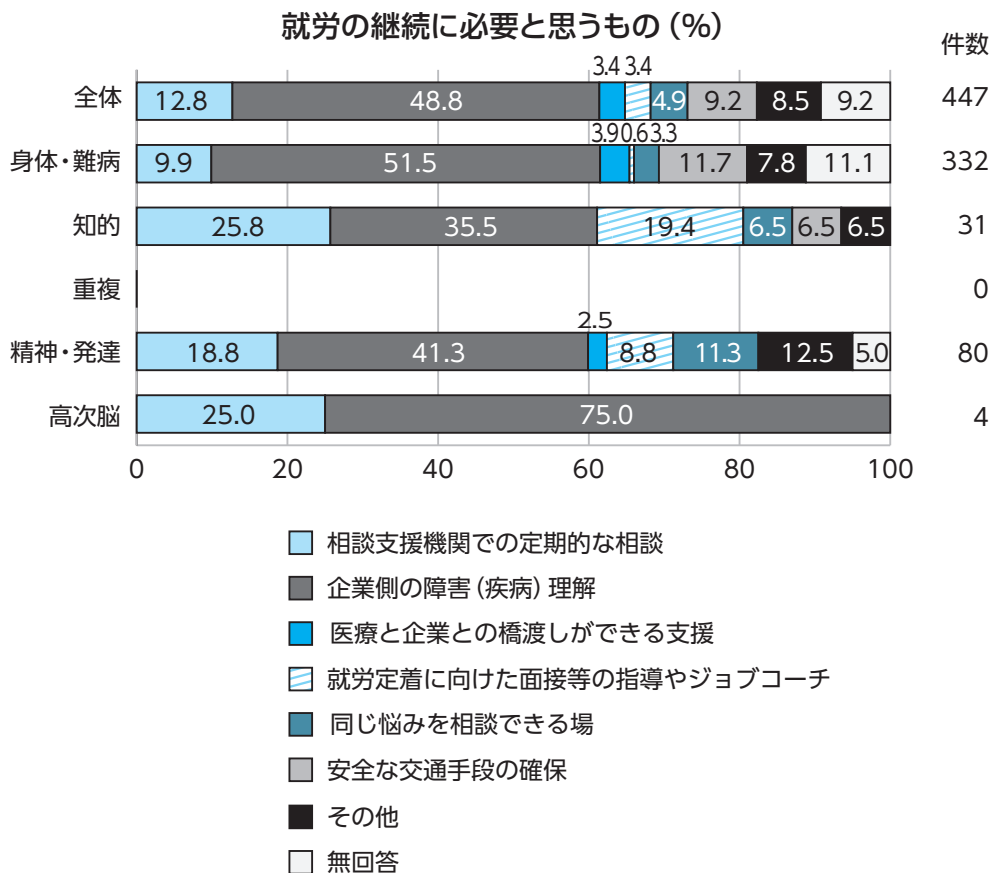


(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)

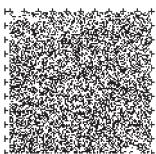
● **就労の継続に必要と思うもの**

(問：あなた（ご本人）が就労を継続するために必要と思うものは何ですか。)

全体では、「企業側の障害（疾病）理解」が48.8%と最も多く、次いで「相談支援機関での定期的な相談」が12.8%と続いています。



(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)

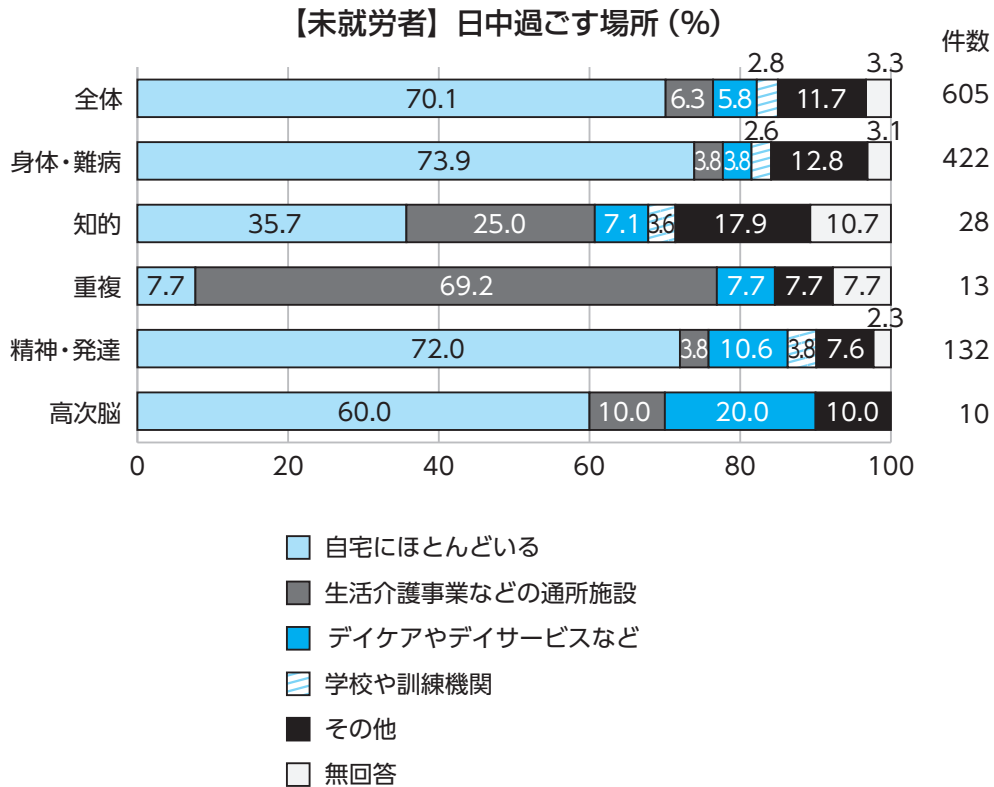


## ●就労していない人の日中過ごす場所

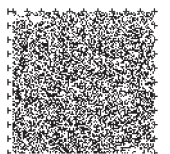
(問：日中は主にどこで過ごしていますか?)

全体では、日中「自宅にほとんどいる」が70.1%と最も多く占めています。

障害種別では、身体障害のある方・難病患者、精神障害・発達障害のある方で「自宅にほとんどいる」が70%台と高くなっています。重複障害のある方では「生活介護事業などの通所施設」が69.2%と最も多くなっています。



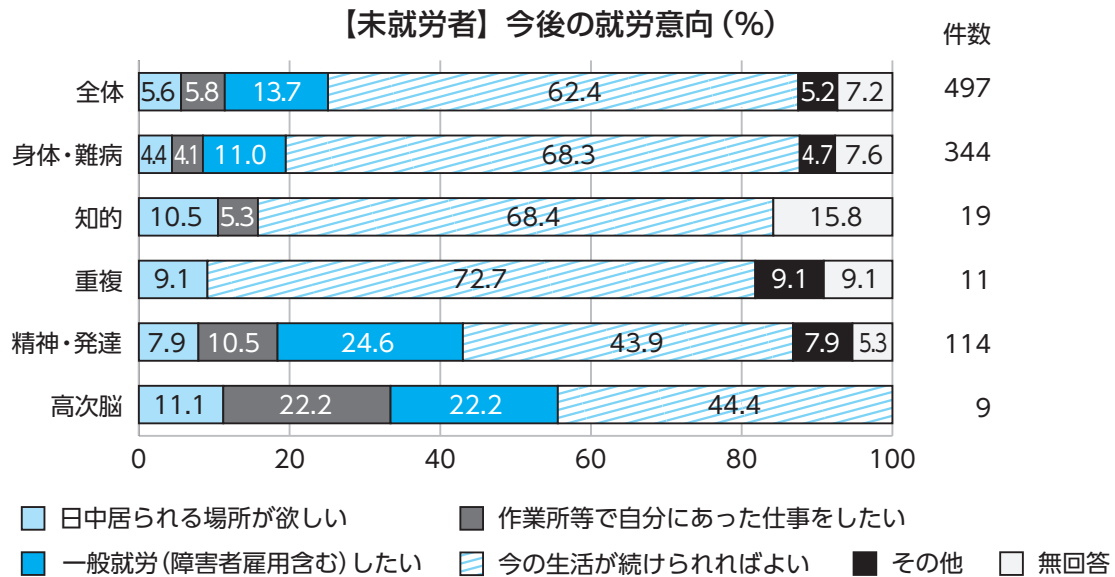
(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)



## ●未就労者の就労意向 (問: 今後の希望をお答えください。)

全体では、「今の生活が続けられればよい」が62.4%と最も多く、次いで「一般就労（障害者雇用含む）したい」が13.7%となっています。

障害種類別で「一般就労（障害者雇用含む）したい」をみると、精神障害・発達障害のある方と高次脳機能障害のある方で20%台と割合が高くなっています。

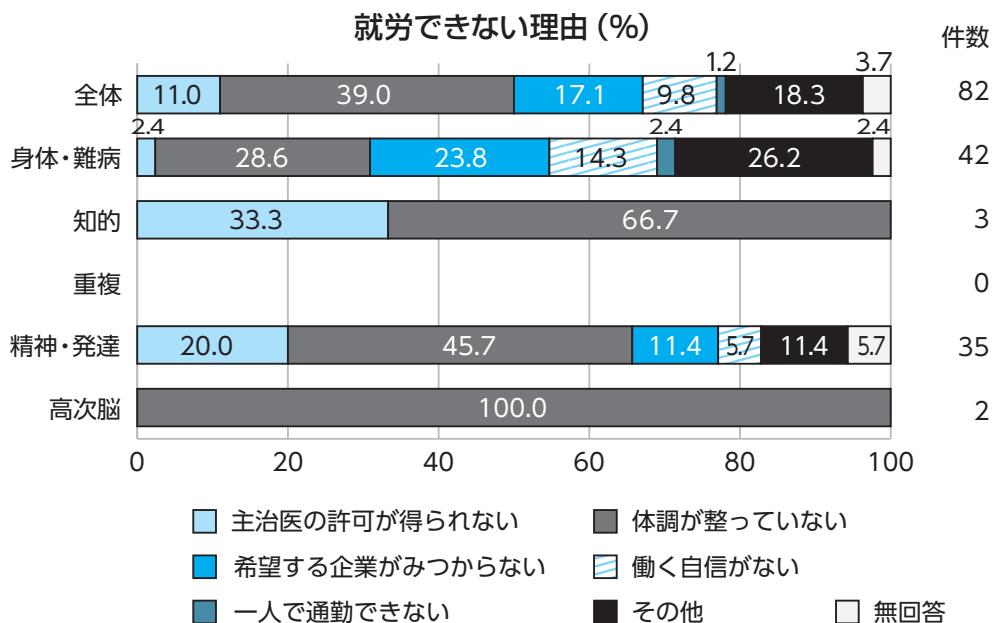


(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)

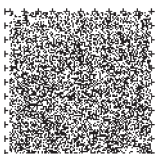
## ●就労できない理由 (問: 現在、就労できていないのは、どのような理由ですか。)

全体では、「体調が整っていない」が39.0%と最も多く、次いで「その他」が18.3%、「希望する企業が見つからない」が17.1%と続いています。

障害種類別では、身体障害のある方・難病患者で「体調が整っていない」が28.6%、「希望する企業が見つからない」が23.8%となっています。



(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)

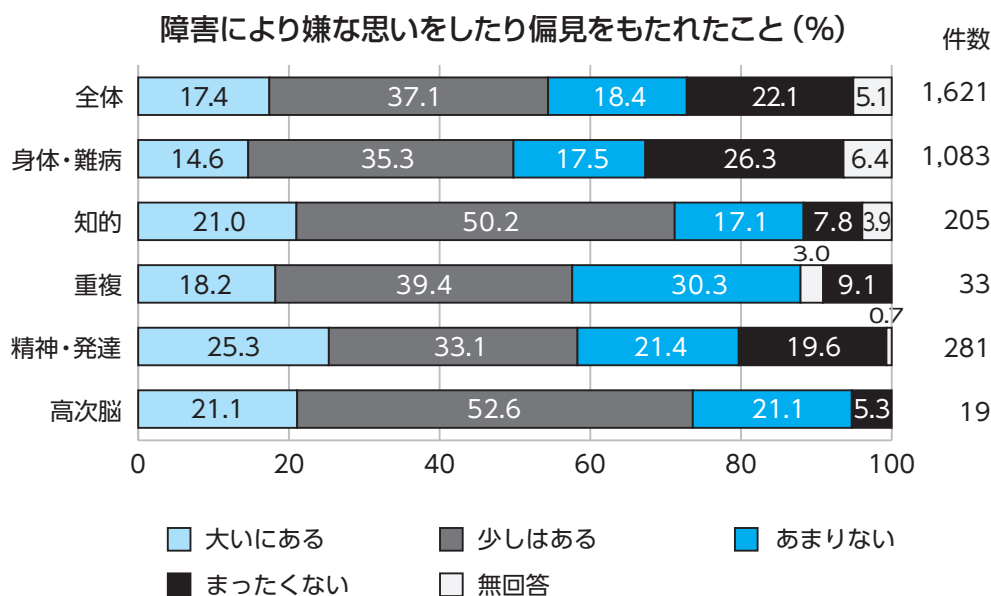


## (7) 社会参加、差別解消・権利擁護

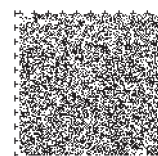
### ●障害により嫌な思いをしたり偏見をもたれたこと(問:あなた(ご本人)は、これまでに障害があることを理由に嫌な思いをしたり偏見をもたれたりしたことがありますか?)

全体では、「少しはある」が37.1%、「大いにある」が17.4%となっており、『ある』(「大いにある」と「少しはある」の計)は54.5%になっています。一方、『ない』(「あまりない」と「まったくない」の計)は40.5%となっています。

障害種類別では、知的障害のある方と高次脳機能障害のある方で「ある」が70%を占めており、一方、身体障害のある方・難病患者で「ある」は49.9%と低くなっています。



(※発達障害児の調査にはこの設問を設定していない)



## (8) 区の施策で力を入れる必要があるもの

### ●今後 10 年間の杉並区に望むこと

(問：今後 10 年間の杉並区に望むことは何ですか？)

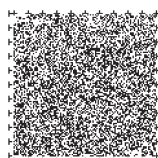
全体では意見は多岐にわたり、「生活・経済に関すること」が 26.6%と最も多く、次いで、「福祉関連のサービスに関すること」が 17.3%、「公共の場などに関すること」が 8.4%、「まちづくりに関すること」が 7.9%となっています。

障害種類別で多いものをみると、身体障害のある方・難病患者と精神障害・発達障害のある方では「生活・経済に関すること」、知的障害のある方、重複障害のある方と高次脳機能障害のある方では「福祉関連のサービスに関すること」、発達障害児では「学校など教育に関すること」となっています。

(件数 = 597)

順位	全体	身体・難病	知的	重複	精神・発達	発達児	高次脳
1位	生活・経済に関すること 26.6%	生活・経済に関すること 26.4%	福祉関連のサービスに関すること 35.7%	福祉関連のサービスに関すること 25.0%	生活・経済に関すること 41.9%	学校など教育に関すること 50.0%	福祉関連のサービスに関すること 33.3%
2位	福祉関連のサービスに関すること 17.3%	福祉関連のサービスに関すること 14.6%	生活・経済に関すること 14.3%	生活・経済に関すること 20.0%	障害に対する理解など 12.4%	障害に対する理解など	障害に対する理解など 22.2%
3位	公共の場などに関すること 8.4%	公共の場などに関すること 11.9%	まちづくりに関すること 11.9%	まちづくりに関すること 15.0%	福祉関連のサービスに関すること 8.6%	福祉関連のサービスに関すること 25.0%	生活・経済に関すること
4位	まちづくりに関すること 7.9%	まちづくりに関すること 8.9%	障害に対する理解など 10.7%	医療機関、施設等に関すること	情報提供などに関すること 7.6%		公共の場などに関すること まちづくりに関すること 11.1%
5位	障害に対する理解など 7.5%	障害に対する理解など 4.6%	学校など教育に関すること 7.1%	障害に対する理解など 10.0%	公共の場などに関すること 4.8%		

上位5位の意見を抜粋

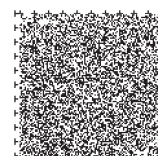
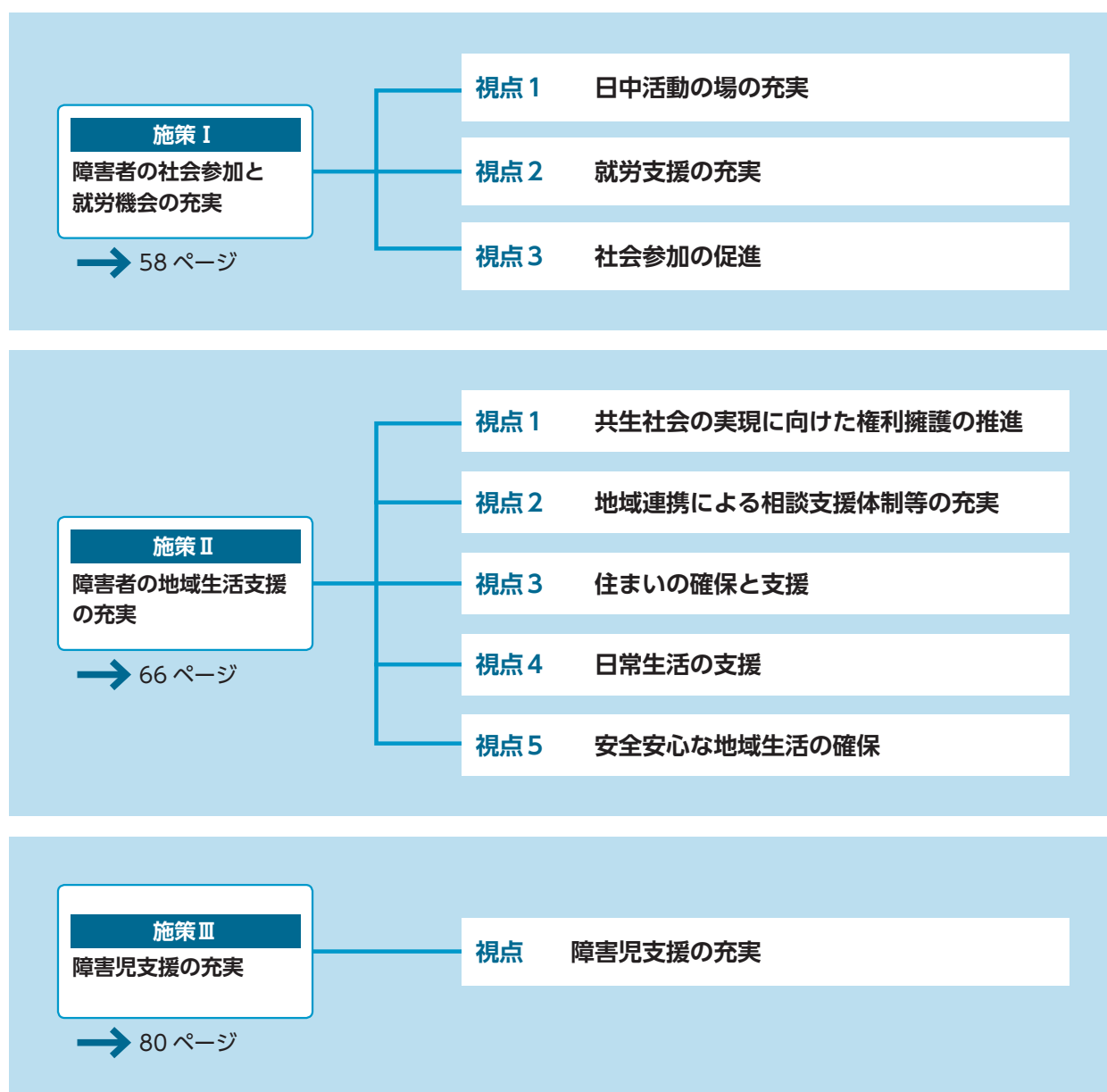


## < 参考 > 杉並区障害者計画（平成 30 ～令和 3 年度）

「杉並区障害者計画」は、障害者基本法に基づき、障害者の状況等を踏まえた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

区では、杉並区保健福祉計画に包含して策定しています。なお、この計画は令和 4 年度を始期として改定を予定しています。

### ○障害福祉施策とその推進に向けた視点





## 施策Ⅰ 障害者の社会参加と就労機会の充実

### 現状と課題

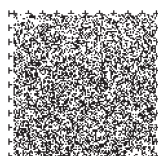
- 障害者が自らの意思で選択・決定しながら、地域社会で個人の力を最大限発揮できる場や機会の更なる充実が求められています。
- 障害者通所施設の利用者数は増加しており、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでいることから、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていくことが必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者がスポーツ等に親しむ機会を拡充することで、スポーツ等を通じた地域の人々との交流の場を提供するなど、障害者の社会参加をさらに促進していく必要があります。

### ■ 総合計画に定めた施策の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるように様々な雇用定着支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えています。

### ■ 総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標

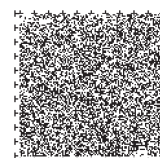
指標名	平成24年度 実績	令和元年度		令和3年度 目標
		目標	実績	
年間新規就労者数	80人	115人	135人	120人
重度障害者施設の利用者数	176人	231人	221人	238人
移動支援事業利用者数	695人	1,165人	922人	1,300人



施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の社会参加と就労機会の充実	日中活動の場の充実	1 重度障害者通所施設の整備 <b>実</b>	
		2 障害者通所施設等の運営支援	→ (1) 施設運営費・送迎費の補助 (2) 地域活動支援センターの運営・支援 (3) 重度障害者通所施設の運営・支援
		3 中途障害者の支援	→ (1) 通所リハビリテーションの実施 (2) 高次脳機能障害者の相談
	就労支援の充実	4 障害者の就労促進 <b>実</b>	→ (1) 就労相談・支援の実施 (2) 雇用機会の拡大
		5 多様な職場体験 <b>実</b>	→ (1) 実践型実習 (2) 体験型実習 (3) すぎなみワークチャレンジ事業
		6 職場定着支援 <b>実</b>	→ (1) 企業等支援 (2) 生活支援
		7 障害者施設の工賃アップ支援 <b>実</b>	→ (1) 「すぎなみ仕事ねっと」への支援 (2) 障害者優先調達推進法への対応
	社会参加の促進	8 移動のための支援の充実 <b>実</b>	→ (1) 移動支援事業等の見直し (2) 移動サービスの支援 (移動困難者支援)
		9 コミュニケーション支援の充実	→ (1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 (2) 代読・代筆サービス (3) ICT等を活用したコミュニケーション支援 <b>新</b>
		10 文化・スポーツ活動等の推進 <b>実</b>	→ (1) 文化・スポーツ活動等の普及・啓発 (2) 障害者が利用しやすい施設環境づくり <b>新</b> (3) 障害者施設での多様な講座・交流の場の運営
		11 社会参加の促進への支援の充実	→ (1) 障害特性に合わせた情報の提供と活用支援 <b>新</b> (2) 障害当事者の活動への支援 (3) 障害者団体の活動支援

**実** は、実行計画事業及び実行計画関連事業

**新** は、新規事業



## 日中活動の場の充実（事業1～3）

障害者の意思を尊重しながら、自分らしく活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者の特性に配慮したリハビリテーション等、支援の充実を図ります。

### 1 重度障害者通所施設の整備 **実**

重度障害者が障害特性に応じたケアを受けながら、自分らしく充実した日々を送る上で必要となる日中活動の場を確保するため、区有地に加えて国や東京都の公有地や国、東京都の補助制度を活用して通所施設の整備を進めます。

### 2 障害者通所施設等の運営支援

安定的・継続的な施設運営により利用者が安心して通所できるよう、民間の障害者通所施設等の事業者に対して施設運営経費等を助成し、運営を支援していきます。

#### (1) 施設運営費・送迎費の補助

運営事業者に対して施設運営経費や利用者の交通費・給食費の助成を行うほか、送迎サービスを実施する施設に対して送迎費を助成します。

#### (2) 地域活動支援センターの運営・支援

民間の地域活動支援センターの運営事業者に対して施設運営経費や利用者の交通費・給食費を助成します。

#### (3) 重度障害者通所施設の運営・支援

重度障害者通所施設の運営事業者に対して施設運営経費及び送迎サービスを実施する施設に対して送迎費を助成します。

### 3 中途障害者の支援

高次脳機能障害、若年性認知症などの中途障害者が、地域で自立した生活を送れるよう、障害特性に配慮したリハビリテーションなどを実施するとともに、関係機関と連携し支援の充実を図ります。

#### 中途障害者

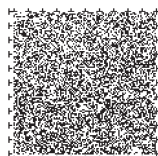
一般的に、疾病や事故などによって人生の途中で発生した障害であり、出生時や周産期に発症した先天的障害に対比して用いる

#### (1) 通所リハビリテーションの実施

グループでの創作活動やレクリエーション活動、障害者スポーツ等の通所プログラムを通して、能力の向上や日常生活を送る上での課題解決に向けた支援を行います。

#### (2) 高次脳機能障害者の相談

高次脳機能障害者やその家族が抱える問題等の相談を受けるとともに、関係機関と連携して、障害者サービス等の生活支援情報を提供します。



## 就労支援の充実（事業4～7）

障害者の就労希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。

障害者の意思を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力に合わせたきめ細かな就労支援を行うため、多様な実習や体験の場、就労の場を開拓するとともに、安定した就労が継続できるよう定着支援の充実を図ります。

### 4 障害者の就労促進 **実**

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に通所施設や特別支援学校、ハローワーク、障害者相談支援事業所等、地域の障害者就労に関係する機関のネットワークを活用し、就労を希望する障害者を支援します。

#### (1) 就労相談・支援の実施

就労を希望する障害者やその家族、関係機関の相談を受け、本人の能力や希望する職種など個人の状況に応じたきめ細やかな支援を関係機関や企業等と連携を図りながら取り組みます。

また、特別支援学校卒業前の早い段階で適切な働く場が選択できるよう、学校や民間事業所と連携して、就労等を希望する生徒へ就労に向けたアセスメントを充実します。

#### アセスメント

働くことを希望する障害者が適切な「働く場」を選択するために必要な、その障害者の就労面や生活面に関する強みや弱みを把握すること

#### (2) 雇用機会の拡大

障害者雇用促進法改正の動向を踏まえつつ、法対象となる区内の企業や商店等に対して相談や助言等を行い、雇用支援を推進します。

また、法対象以外の企業等に対しても障害者雇用への促進を図り、短時間就労等の雇用の場の確保に努めます。

#### 障害者雇用促進法

一定規模以上の事業主に対して、障害者雇用率以上の障害者の雇用を義務付けている法律

### 5 多様な職場体験 **実**

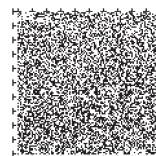
一人ひとりの状況にあった就労を行うために、様々な体験の場を確保します。

#### (1) 実践型実習

一般就労への意欲のある方に対し、10日前後の実践的な就労経験ができる機会を提供します。区役所や図書館などの公共の場だけでなく、一般企業での実習の充実も図ります。

#### (2) 体験型実習

就労への意欲を喚起し、今後、就労を目指せるような就労体験の場として、身近な商店街等での短期間の実習を実施します。また、この実習を通して地域の障害理解と障害者雇用の拡大を図ります。





### (3) すぎなみワークチャレンジ事業

区役所での実践的な就労を通じてスキルアップを図り、その後の一般企業等への就職を目指します。また、区役所での障害者雇用を通じて、区民や区内企業等に対し働く障害者への理解を深めます。

## 6 職場定着支援 **実**

杉並区障害者雇用支援事業団等において、就労している障害者や雇用主に対し、安定した就労を継続するための定着支援を行います。

### (1) 企業等支援

障害者が就職した後の状況を把握するために、就職先の企業等に対し定期的に訪問等を行い、障害者及び企業等への助言等の支援を行います。

また、雇用定着率の向上に向けて、就労定着を支援する民間事業者と連携し、障害特性に対応した企業支援の充実を図ります。

### (2) 生活支援

障害者が就労を継続する上で、安定した地域生活が不可欠なことから、これまで利用していた通所施設や障害者の相談支援事業所、福祉事務所、保健センター等と情報の共有化を図り、就労している障害者への支援を行います。

また、就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、余暇活動の場として、交流会や茶話会等を実施します。

## 7 障害者施設の工賃アップ支援 **実**

通所施設等の工賃の向上と安定化に向けた支援を行います。

### (1) 「すぎなみ仕事ねっと」への支援

「すぎなみ仕事ねっと」を支援し、障害者施設間の連携及び情報共有により、共同受注の拡大、自主生産品の品質向上を図ります。

また、区内企業等との連携により自主生産品等の開発や販売機会の確保に努めます。

#### すぎなみ仕事ねっと

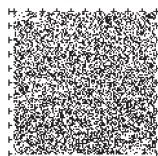
区内の障害者就労施設等が参加して、障害者の工賃アップに共同で取り組むネットワークのこと（平成 28 年度末現在 26 施設）。区役所での共同販売会及び店舗運営、共同受注、広報活動、共同研修会等を行っている

### (2) 障害者優先調達推進法への対応

障害者優先調達推進法に基づき、区が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設から優先的・積極的に購入する取組を推進し、障害者就労施設等で就労する障害者の経済的自立を進めます。

#### 障害者優先調達推進法

国や地方公共団体等が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを進めることを目的とした法律。地方公共団体等は、毎年、調達の方針を定め、実績を公表する必要がある



## 社会参加の促進(事業8～11)

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現を可能にするだけでなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、認め合える地域社会の実現へとつながります。移動支援の充実、コミュニケーション手段の確保など、障害者が積極的に社会参加できるように取り組みます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、障害者が文化・スポーツ等に親しむ機会の拡充や、文化・スポーツ活動等を通じた地域の人々との交流を推進します。

## 8 移動のための支援の充実 **実**

障害者の社会参加を促進するには、移動のための支援が不可欠であることから、個々の障害や能力に応じて適切な支援ができるよう、移動支援事業、福祉タクシー券の交付など移動に関する事業を総合的に見直します。

### (1) 移動支援事業等の見直し

屋外での移動が困難な障害者の社会参加を促すため、個々の障害や能力に応じて適切な支援ができるよう移動支援事業の内容を見直します。あわせて、安定したサービスが提供できるよう、区独自資格を付与するガイドヘルパーを養成します。

また、障害者の生活実態を考慮した支援を効果的に展開できるよう、移動支援事業、福祉タクシー券の交付など障害者に対する移動に関わる事業について総合的に見直します。

### (2) 移動サービスの支援(移動困難者支援)

高齢や障害により移動に困難な人が外出しやすいよう、外出に関する相談窓口として「外出支援相談センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。

#### ① 外出支援相談センターの運営

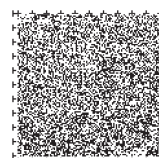
一人では外出が困難な方の日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する総合相談、情報提供に加え、必要に応じて他のサービスにつなげます。さらに、閉じこもりがちな高齢者向けの外出企画の実施等、地域の関係機関と連携し外出を支援します。

#### ② 福祉有償運送団体の支援

区内で福祉有償運送を行うNPO団体等に対し、安全運行や利便性向上のための車両の維持経費や運行管理に係る人件費などの補助や運転従事者の育成支援などを行います。

#### 福祉有償運送

道路交通法では、安全確保の観点から自家用自動車を使用した有償運送を規定しているNPO等が福祉有償運送を行う場合、区が設置する福祉有償運送協議会での活動内容に関する協議を経て、道路運送法上の手続きを行う必要がある



## 9 コミュニケーション支援の充実

障害者の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援事業を行うとともに、ICT等の活用による障害特性に応じた支援のあり方を検討します。

### (1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚、音声、言語機能その他の障害のため、コミュニケーションに支障のある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣しコミュニケーションの支援を行います。また、手話通訳や要約筆記の講習会、手話通訳者等の認定・登録などにより、支援を担う人材の育成に努めます。

### (2) 代読・代筆サービス

視覚障害者のための代読・代筆サービスを障害者地域相談支援センター（すまいる）3所において引き続き実施します。

### (3) ICT等を活用したコミュニケーション支援 **新**

障害者への情報保障に関する国や東京都の動向を踏まえ、ICT等の活用による障害特性に応じたコミュニケーション支援のあり方等の調査、検討を行います。

## 10 文化・スポーツ活動等の推進 **実**

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を好機と捉え、障害者がそれぞれの障害種別、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツを楽しめる環境を整えます。また、障害者が文化・スポーツ等に親しむ機会を拡充することで、文化・スポーツ活動等を通じて、地域の人々との交流の場を提供するなど、障害者の社会参加を促進します。

### (1) 文化・スポーツ活動等の普及・啓発

障害者が文化・スポーツ活動等始めるきっかけとなるよう、障害者が日中活動している施設や相談窓口、各種イベントなどにおいて、身近な文化・スポーツ等に関する情報の発信や、出前教室の実施などにより普及・啓発を図ります。

また、障害のある人もない人も共に参加するスポーツ・レクリエーション事業を実施し、スポーツ等を通じた地域の人々の交流と障害者の社会参加の促進を図ります。

### (2) 障害者が利用しやすい施設環境づくり **新**

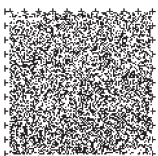
障害者が文化・スポーツ施設を安心して気持ちよく利用できるよう、障害当事者等が直接、文化・スポーツ施設等の設備や事業をモニタリングするなど、当事者の目線を取り入れた施設運営ができるような取組を進めます。

また、施設職員を対象に、障害理解を深め、障害種別や施設

の状況に応じた合理的配慮が行えるような研修を行うなど、障害者が身近な文化・スポーツ施設を利用しやすい環境づくりを進めます。

#### 合理的配慮

障害のある人が日常生活を営むうえで妨げとなるもの（社会における制度・慣行・観念等含む）を取り除くため、状況に応じて行われる配慮のこと





### **(3) 障害者施設での多様な講座・交流の場の運営**

障害者の自立や社会参加を促進するため、学習や文化・教養、趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士の交流の場、さらにはボランティア活動の拠点として、引き続き障害者福祉会館、障害者交流館及び視覚障害者会館を運営します。

## **11 社会参加の促進への支援の充実**

障害者が自らの決定に基づき社会参加できるよう、障害特性に合わせた情報の提供や活用支援等を行うとともに、障害者団体の活動を支援します。

### **(1) 障害特性に合わせた情報の提供と活用支援 新**

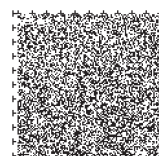
社会参加や生活に役立つ必要な情報を得ることや活用することが困難な知的障害者や発達障害者などに対し、障害特性に合わせて、わかりやすく情報を提供するとともに、その情報を自己の目的に活用できるような支援を検討し、実施します。

### **(2) 障害当事者の活動への支援**

障害者同士で悩みや心配事を分かち合い、支えあうとともに、社会の偏見や差別をなくするための活動などを、障害当事者が企画・運営することができるよう、活動の場の提供や専門職員などによる助言等の支援をします。

### **(3) 障害者団体の活動支援**

心身障害者団体の運営や活動・生涯学習事業に係る経費の一部を助成するなど、障害者の自立や社会参加の機会を広げる障害者団体の活動を支援します。



## 施策Ⅱ 障害者の地域生活支援の充実

### 現状と課題

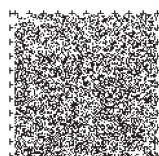
- 平成 26 年に批准した「障害者権利条約」、平成 28 年施行の「障害者差別解消法」により、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けての普及啓発、権利擁護施策や虐待防止の取組等更なる推進が必要です。
- 障害者が住み慣れた地域で、安心して快適に生活できるよう、障害者一人ひとりの障害種別や程度に合わせ、その人の力を引き出せるような支援体制を充実するとともに、その人の状況に適した住まいの確保と生活支援を図ることが必要です。

### ■総合計画に定めた施策の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の種別、程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

### ■総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標

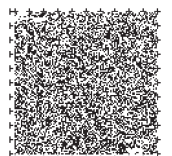
指標名	平成 24 年度 実績	令和元年度		令和 3 年度 目標
		目標	実績	
グループホーム利用者数	141 人	234 人	227 人	245 人
障害者地域相談支援センター 相談件数	—	30,000 件	27,274 件	30,000 件



施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の地域生活支援の充実	共生社会の実現に向けた権利擁護の推進	1 権利擁護の普及啓発 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害当事者とともに進める普及啓発の推進 <b>新</b></li> <li>(2) 行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進 <b>新</b></li> <li>(3) 障害への理解に向けた取組の促進</li> </ul>
		2 虐待防止の推進 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 虐待の未然防止及び対応体制の充実</li> <li>(2) 介護者等への支援</li> </ul>
		3 成年後見制度等の利用促進 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中核機関の設置</li> <li>(2) 地域連携ネットワークづくり</li> <li>(3) 成年後見区長申立てと利用助成の実施</li> <li>(4) 日常生活自立支援事業の利用促進</li> </ul>
		4 「心のバリアフリー」の推進	
	地域連携による相談支援体制等の充実	5 相談支援体制の充実 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基幹相談支援センター機能の充実 <b>新</b></li> <li>(2) 地域における相談支援体制の充実</li> <li>(3) ピア（当事者）相談員等の相談支援の推進</li> <li>(4) 高齢障害者の相談支援体制の推進</li> </ul>
		6 地域生活支援拠点の整備 <b>新</b>	
		7 地域生活への移行促進と定着支援 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進</li> <li>(2) 入所施設等からの地域移行の推進</li> </ul>
		8 地域の支援力強化に向けた取組の推進 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅医療・生活支援センターとの連携 <b>新</b></li> <li>(2) 研修等による事業者への支援の充実</li> <li>(3) 事業者の連携による支援力の向上 <b>新</b></li> <li>(4) 福祉人材確保・定着等に対する取組 <b>新</b></li> <li>(5) 障害福祉サービス等の指導検査の実施</li> </ul>

**実** は、実行計画事業及び実行計画関連事業

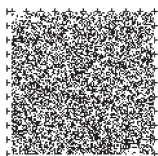
**新** は、新規事業



施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の地域生活支援の充実	住まいの確保と支援	9 住まいの確保支援 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅入居支援事業の実施</li> <li>(2) 区営住宅の活用</li> <li>(3) 一般住宅の改修によるバリアフリー化</li> <li>(4) グループホームの整備</li> <li>(5) 重度化・高齢化に対応したグループホームへの支援の充実 <b>新</b></li> <li>(6) 多様な住まいの確保に向けた検討</li> </ul>
		10 地域で住み続けるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自宅でのひとり暮らしを含めた自立生活への支援 <b>新</b></li> <li>(2) グループホーム入居者・世話人への支援</li> </ul>
	日常生活の支援	11 短期入所等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重度障害者を含めた短期入所事業の拡充</li> <li>(2) 特別養護老人ホームにおける障害者の受入れの推進</li> <li>(3) 日帰りショートステイの実施</li> </ul>
		12 重度障害者の在宅支援サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業</li> <li>(2) 訪問入浴サービス</li> <li>(3) おむつ支給・理美容サービス等の充実</li> <li>(4) 日常生活用具の給付等</li> </ul>
		13 発達障害者支援の充実 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門プログラムの実施</li> <li>(2) 社会参加のための支援(余暇活動支援)</li> <li>(3) 家族教室の実施 <b>新</b></li> </ul>
		14 障害者の疾病予防と健康増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の疾病予防</li> <li>(2) 障害者の健康増進 <b>新</b></li> </ul>
	安全安心な地域生活の確保	15 地域での見守りの推進	
		16 災害時の支援体制の充実 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における障害特性に応じた情報伝達の支援 <b>新</b></li> <li>(2) 災害時要配慮者対策の推進</li> </ul>
		17 緊急時に対応する事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急ショートステイの実施</li> <li>(2) 位置情報端末機器の貸与</li> <li>(3) 緊急通報システムの設置</li> </ul>

**実** は、実行計画事業及び実行計画関連事業

**新** は、新規事業



## 共生社会の実現に向けた権利擁護の推進（事業1～4）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で共生する社会の実現に向けた取組を促進するとともに、障害を理由とする差別の解消や障害者の虐待防止に向けた取組を推進します。

### 1 権利擁護の普及啓発 **実**

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で共生する社会の実現に向け、「障害者権利条約」の理念を踏まえた権利擁護の普及啓発に取り組みます。また、障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供などの取組を推進します。

#### (1) 障害当事者とともに進める普及啓発の推進 **新**

行政機関・交通機関・飲食店など障害者の生活に関わる様々な場面で、障害を理由とした不当な差別的取扱いが行われず、また合理的配慮の提供が受けられるよう、障害当事者とともに差別のない、共生社会の実現に向けた普及啓発活動を推進します。

#### (2) 行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進 **新**

障害者が様々な行政サービスを利用する際に適切な配慮を受けることができるよう、障害者差別解消法に基づく「杉並区における障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」の周知徹底を図るとともに、区職員全員を対象に障害理解を深めることができる研修を実施するなど、区の窓口や事業の実施にあたって、合理的配慮の提供を実践します。

#### (3) 障害への理解に向けた取組の促進

障害の有無にかかわらず一緒に楽しめるようなスポーツイベントや作品展などを開催し、障害者の社会参加を促進するとともに、地域の人々の障害への理解を深めます。

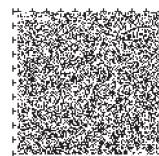
また、学校での体験学習や地域の様々なイベントなど、障害のある人とない人が交流し、ともに過ごす時間を増やし、子どもの頃から障害への理解を学べるような環境づくりを行います。

### 2 虐待防止の推進 **実**

障害者の虐待は、地域の見守り等により未然に防止するとともに、虐待が疑われる場合などには、早期発見、早期対応が重要となります。区民やサービス提供事業所に対して、様々な機会を通じて未然防止の理解を深めるとともに、障害者虐待の通報や相談に対しては、迅速かつ適切に対応します。

#### (1) 虐待の未然防止及び対応体制の充実

虐待の未然防止を図るため、サービス提供事業者や地域住民に対して虐待への気付きを促す研修の開催やパンフレットの配布など、様々な機会を通じて周知を図ります。また、虐待通報に迅速かつ適切に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、専門相談や研修を通じて職員の虐待対応能力の向上を図ります。





## (2) 介護者等への支援

相談支援事業所と連携し、障害者を介護する家族等に対して介護の負担が軽減できるよう、介護に関する情報提供や相談等を行います。

## 3 成年後見制度等の利用促進 実

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、杉並区成年後見センター等と連携して成年後見制度等の利用を促進します。

### (1) 中核機関の設置

杉並区成年後見センターを、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、成年後見制度をより利用しやすくする取組を推進します。

#### 地域連携ネットワーク

成年後見人等と医療・介護等の関係機関が1つのチームで本人を支援し、そのチームを協議会がバックアップする体制

### (2) 地域連携ネットワークづくり

権利擁護が必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が「チーム」として関わり支援します。また、専門職団体や関係機関がチームを支援する「協議会」については、設置に向けた検討を進めます。

### (3) 成年後見区長申立てと利用助成の実施

親族がないなどの理由で制度利用ができない方を対象に「区長申立」手続きを行うとともに、申立て費用や後見人等への報酬費の負担が困難な区民に対して一部助成を行います。

成年後見センターにおいても、成年後見制度の申立て費用や報酬費の一部を助成する事業を行います。

### (4) 日常生活自立支援事業の利用促進

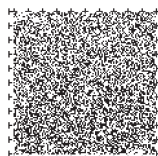
判断能力が十分でない方、金融機関に出向くことの難しい重度の身体障害者や要介護高齢者を対象に、日常的な金銭管理、福祉サービスの契約等を行う日常生活自立支援事業について、関係機関に周知し制度利用を促進します。

## 4 「心のバリアフリー」の推進

誰もが、高齢者や障害者等に配慮し、思いやりのある行動を進んでとることができるよう、お互いの人格や個性を尊重する「心のバリアフリー」について、広く区民を対象に啓発を行います。

#### 心のバリアフリー

障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支えあえること



## 地域連携による相談支援体制等の充実（事業5～8）

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の支援体制を強化するため、新たに地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、本人が自分にあった生活を選択・決定できるよう必要な支援体制や関係機関との連携体制を整備し、精神科病院や入所施設からの地域移行の取組を進めます。

### 5 相談支援体制の充実 実

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくために、必要な障害福祉サービスなどについて、身近で相談ができ、様々な情報や支援が得られるよう、相談支援体制を充実します。

#### (1) 基幹相談支援センター機能の充実 新

地域生活支援拠点の整備に関する検討を実施する中で、基幹相談支援センターの役割や位置付けを改めて整理し、特定及び一般相談支援事業所へのバックアップや権利擁護の推進、虐待防止の取組を行うなど、地域の相談支援の中核的な役割を果たすよう機能の充実を図ります。

##### 基幹相談支援センター

杉並区では、障害者施策課地域ネットワーク推進係が、基幹相談支援センター機能の一部を担っている

##### 一般相談支援事業所

施設や病院を出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行う事業所

##### 特定相談支援事業所

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や基本相談を行う事業所

#### (2) 地域における相談支援体制の充実

障害者の生活に関する様々な基本的相談は、障害者地域相談支援センター（すまいる）が、サービス等利用計画に関する相談は、特定相談支援事業所が対応するというそれぞれの役割を明確化し、機能の充実を図ります。

また、複数の関係機関での対応が必要な方が、それぞれの機関の連携の下、適切な支援が受けられるよう、地域ネットワークを強化し、相談体制の充実を図ります。

#### (3) ピア（当事者）相談員等の相談支援の推進

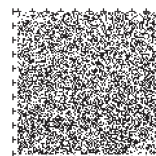
ピア相談の充実と相談員の育成を図るため、障害者地域相談支援センター（すまいる）が中心となり、ピア相談を行う人材の発掘・養成を積極的に行います。また、障害種別にかかわらず当事者同士の輪を広げ、障害者自身が他の障害者の支援を行うピアサポート体制の充実を図ります。

##### ピアサポート

障害者が自らの立場、体験をもとに、課題を抱えた人々に寄り添いながらサポートすること

#### (4) 高齢障害者の相談支援体制の推進

介護保険法や障害者総合支援法などに共生型サービスが位置付けられたことを踏まえ、高齢になった障害者が同一の事業所でサービスを受けられるよう高齢福祉分野と連携しながら、共生型サービス事業所の開設に向けた助言などの支援を行います。





また、高齢障害者については、障害の程度や個別の状況から、必要に応じて介護保険サービスに加え、障害福祉サービスを利用するため、加齢に加え障害に起因した支援の必要性を適切に判断できるよう、ケアマネジャーが障害特性や障害福祉サービスの制度の理解を深められるよう研修等を実施します。

さらに、相談支援専門員が介護保険制度を始めとした高齢者福祉サービスの制度についての理解を深める機会をつくり、高齢障害者を適切な支援につなげることができる相談支援体制を推進します。

## 6 地域生活支援拠点の整備 **新**

障害者の重度化・高齢化や、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる仕組みや、地域の関係機関が機能を分担して支援を行う体制の整備（地域における複数の機関が分担して支援拠点の機能を担う、いわゆる面的整備）について、地域自立支援協議会等において検討し、具体化を図ります。

### 地域自立支援協議会

障害者総合支援法に規定されている会議体で、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関

## 7 地域生活への移行促進と定着支援 **実**

障害者が自分にあった生活を選択・決定するために必要な支援体制や関係機関との連携体制を整備する方策を地域自立支援協議会の専門部会を通して検討し、精神科病院や入所施設からの地域移行の取組を進めます。また、地域住民の障害への理解の促進を含め、安心して地域で生活できるよう定着支援の充実を図ります。

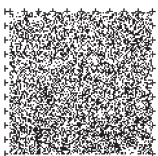
### (1) 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進

精神科病院に入院中の精神障害者に対する退院の動機づけ支援の強化を図るとともに、高齢化している長期入院者や都外病院入院者への支援について検討し、具体化を図ります。

また、退院後も地域の一員として安定して自分らしい暮らしが継続できるよう、病院も含めた関係機関との連携による支援体制を検討します。

### (2) 入所施設等からの地域移行の推進

施設に入所している知的障害者の地域で生活したいという希望に対応できるよう、通過型入所施設の機能をさらに活用できる方策を検討し、具体化を図ります。また、一般相談支援事業所や地域の関係機関と連携し、地域移行に向けた支援の充実を図ります。



## 8 地域の支援力強化に向けた取組の推進 **実**

地域の支援力を強化するためには、地域で活動している事業者それぞれの支援力の向上と、事業者同士の連携による新たな支援の仕組みづくりが必要です。その新たな仕組みを検討するとともに研修体制の充実など、地域の支援力を強化するための取組を進めます。

### (1) 在宅医療・生活支援センターとの連携 **新**

複数の機関との連携が必要で解決に時間を要する課題を抱える家庭等の支援について、複数の関係機関や専門的知見によるサポートを担う在宅医療・生活支援センターと連携し対応します。

### (2) 研修等による事業者への支援の充実

障害者の自己決定に基づき、一人ひとりに合った、その人の力を引き出せるサービス等利用計画や、障害児支援利用計画の作成及びサービスの提供ができるよう、事業者への研修等を充実します。

また、区職員と民間施設職員の合同研修等を実施し、支援技術の共有と職員の資質の向上を図るとともに、障害者の重度化、高齢化等の課題に対応できるよう民間施設への支援体制を検討します。

### (3) 事業者の連携による支援力の向上 **新**

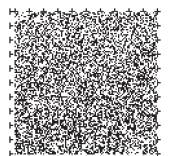
地域の障害福祉に関わる事業者が、障害特性や一人ひとりの意向に合わせた支援を展開し、相談やサービスの質の向上を図る方策を検討する機会をつくり、区内の福祉関連職場が一丸となって地域全体の支援力の向上を図ります。

### (4) 福祉人材確保・定着等に対する取組 **新**

ハローワークや東京都福祉人材センター等の協力により、就職相談会等を開催するなど福祉人材の確保に努めるとともに、福祉分野の総合的な研修の実施や交流の場の設置など、福祉人材の確保・定着に向けた取組を実施します。

### (5) 障害福祉サービス等の指導検査の実施

増加する障害福祉サービス事業所のサービス内容の質を確保するために、東京都と連携を進めつつ、区単独での実地検査等を行うなど、指導体制の充実を図ります。



## 住まいの確保と支援（事業9～10）

障害者が住み慣れた地域の中で継続して生活ができるよう、グループホームの整備を推進するとともに、多様な住まいの確保に向けた支援等の検討をします。さらに、地域のネットワークを強化し、地域で住み続けるための支援を行います。

### 9 住まいの確保支援 **実**

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、住まいの確保に取り組みます。

#### (1) 住宅入居支援事業の実施

杉並区居住支援協議会による「高齢者等アパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を活用し、障害者に対する民間賃貸住宅への入居支援を行います。

#### (2) 区営住宅の活用

障害者が、地域で継続して生活を送るため、引き続き区営住宅の一部を障害者用として活用します。

#### (3) 一般住宅の改修によるバリアフリー化

重度障害者に対して、一般住宅の一部をバリアフリー化するための改修費用を助成し、快適な日常生活が送れるよう支援します。

#### (4) グループホームの整備

国や東京都の補助制度を活用するとともに、区においても建設経費の補助を行い、整備する法人等の財政負担を軽減し、グループホームの整備を促進します。

##### グループホーム

障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営むための住まいのこと

#### (5) 重度化・高齢化に対応したグループホームへの支援の充実 **新**

医療的ケアや個別の支援が必要な重度障害者を受け入れる障害者グループホームの運営を支援します。

#### (6) 多様な住まいの確保に向けた検討

必要な支援を受けながら、自分らしく自立した生活ができるよう、障害特性に配慮したサテライト型グループホームやシェアハウスなどの住まいの確保に向けた仕組みを検討します。

##### シェアハウス

一つの家を共同で使用し生活する住まい方

### 10 地域で住み続けるための支援

自分らしい暮らしを続けたいというニーズに応えるために、地域のネットワークの強化や支援策等の検討を進めます。

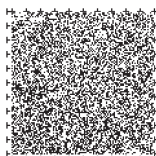
#### (1) 自宅でのひとり暮らしを含めた自立生活への支援 **新**

障害者が将来の生活や暮らしについて自らが検討・選択・決定できる支援や、その人なりの自立した生活を送るための方策など多様な住まい方の支援について検討します。

#### (2) グループホーム入居者・世話人への支援

グループホームに入居する障害者に対して、所得に応じて家賃を助成することで、地域生活を送る上での経済的基盤を固めます。

また、看護師等の専門職がグループホームを巡回し、世話人に対して入居者の医療面や生活面の相談に応じるなどの支援を行います。



## 日常生活の支援（事業 11～14）

介護者のレスパイトや、病気などで介護ができない場合に、障害者を預かる短期入所事業を拡充します。また、サービスの質を確保するなど、引き続きサービス提供の基盤を整備し、障害者の日常生活を支援します。

### 11 短期入所等の拡充

介護者のレスパイトや、病気などで介護ができない場合に、障害者を預かる短期入所事業を拡充します。

また、日中一時的に短時間預かる日帰りショートステイも実施し、介護者の支援の充実を図ります。

#### レスパイト

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽減すること

#### (1) 重度障害者を含めた短期入所事業の拡充

介護者の状況により、在宅での生活が一時的に困難になった障害者に対して、食事の提供、入浴や宿泊など必要な支援を行う短期入所事業の内容を充実します。特に、医療的ケアが必要な重度の障害者を対象とした事業者への支援を行います。また、新たに整備する障害者福祉施設等において短期入所事業を実施し、受入人数の拡大を図ります。

#### (2) 特別養護老人ホームにおける障害者の受入れの推進

特別養護老人ホームにおける老人短期入所において、空きがあった場合に高齢者だけでなく軽度の障害者も受け入れる空床を利用した短期入所事業などを、ウエルファーム杉並の特別養護老人ホーム棟などで進めていきます。

#### (3) 日帰りショートステイの実施

在宅の障害者を日常介護している家族等が、病気や一時的な休息その他の理由で介護することができない場合に、委託事業所施設で一時的に預かり、日常生活の援助や日中活動の支援を行います。

### 12 重度障害者の在宅支援サービスの実施

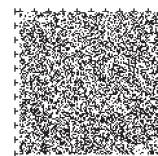
重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活するため、また家族等の介護を軽減するために必要なサービスを提供します。

#### (1) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする障害児に対し、区が契約した訪問看護ステーションの看護師が自宅に出向いてケアを代替することで、介護者の休養を図ります。

#### (2) 訪問入浴サービス

長期にわたり入浴が困難な在宅の重度心身障害者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することで衛生面の確保と、家族の負担の軽減を図ります。





### **(3) おむつ支給・理美容サービス等の充実**

在宅の障害者が高齢になっても、引き続き障害者サービスであるおむつの支給、理美容サービスや寝具洗濯・乾燥サービスが受けられるなど、障害者の日常生活の支援を充実します。

### **(4) 日常生活用具の給付等**

用具の給付を通じ、心身障害者の日常生活上の困難を改善することで、自立を支援し、より快適な日常生活が送れるようにします。

また、障害者が用具等を適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。

## **13 発達障害者支援の充実 実**

人との関わりに苦手さを感じたり、自己肯定感を持ちにくい傾向のある発達障害の方に対して、障害特性に応じた相談や専門プログラムを提供し、社会に適合できる力を培う取組を強化します。

### **(1) 専門プログラムの実施**

発達障害者アセスメントシートを活用し、初期相談で生活上の課題などを適切に聞き取り、相談者の状況にあった専門プログラムや専門相談等に繋げます。成人期の発達障害の方については、これまで実施していた専門プログラムを見直し、更に充実した内容で実施します。合わせて、義務教育終了後の青年期の方を対象とした新たな取組を検討・実施します。

### **(2) 社会参加のための支援（余暇活動支援）**

余暇の過ごし方や他者との交流を苦手とする発達障害者に対して、同じ障害のある仲間との交流や活動を通して生活の幅を広げる働きかけを行います。

### **(3) 家族教室の実施 新**

家族の障害に対する理解、共通認識の深化、家族同士の交流による家族が抱える課題の共有・解決等を目的とする家族教室を実施します。

## **14 障害者の疾病予防と健康増進**

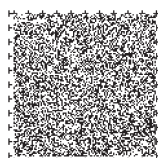
障害者、家族及び支援者の健康に対する意識を高める取組を進めるとともに、区民健診等を気軽に受けられることができる環境を整備します。

### **(1) 障害者の疾病予防**

通所施設やグループホーム、医療機関等の関係機関が連携し、食生活や運動等の生活習慣の改善に向けた取組を進め、生活習慣病の予防や高齢化、重度化による身体機能の変化へ対応します。

### **(2) 障害者の健康増進 新**

身近な医療機関で健診を受けられる環境の整備を進めるとともに、健診結果に基づいた健康づくりの支援が受けられる体制を検討します。



## 安全安心な地域生活の確保(事業 15～17)

一人暮らしの障害者などに、地域の人による声掛けや見守りが広がるような取組を進めるとともに、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備します。

### 15 地域での見守りの推進

一人暮らしの障害者などに、地域の人による声掛けや見守りが広がるような取組を進めるとともに、支援が必要になったときに相談窓口につなぎやすくする仕組みづくりを進めます。

### 16 災害時の支援体制の充実 **実**

災害発生時、自力で避難することが困難な障害者の安否確認や避難等を地域の方々の協力で進めるとともに、障害の特性に応じた支援を行えるよう、障害者への配慮の取組を推進します。

#### (1) 災害時における障害特性に応じた情報伝達等の支援 **新**

災害時における避難誘導や避難場所で、障害特性に応じた情報伝達等の支援が行えるよう、障害当事者の声を反映して情報伝達方法を工夫するなど、障害者への配慮の取組を推進します。

#### (2) 災害時要配慮者対策の推進

災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の安否確認や避難行動等を、震災救援所運営連絡会や地域の方々の協力により支援する体制づくりを推進します。

**災害時要配慮者**  
高齢者及び障害者等災害発生時に、必要な情報を把握して、安全に避難するなどの防災行動をとるのに支援を要する人々のこと

##### ① 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の整備

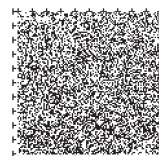
###### ア 未登録者に対する登録勧奨

年4回、介護保険の要介護情報や障害者の認定情報を更新し、「避難行動要支援者名簿」を作成します。名簿登載者に対しては、平常時の備えや災害時の対応に役立つ情報を提供するとともに、災害時の円滑な安否確認等に役立てる「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録勧奨を行います。

また、地域の勉強会等を活用し、区民等に対して広く制度に関する普及啓発を図ります。

###### イ 登録者の情報の管理・更新

地域のたすけあいネットワークの登録者に対して、民生委員・児童委員等が災害発生時の避難支援のための「個別避難支援プラン」を作成するとともに、震災救援所運営連絡会において登録者の情報を把握した上で安否確認の方法や救援所内での配慮事項等を示した「避難支援計画」を策定します。また、「個別避難支援プラン」については、定期的に情報を更新するとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう、自宅の所定の場所に保管する「救急情報キット」を配布します。



## ②震災救援所運営連絡会の運営支援

震災救援所運営連絡会による災害時対応を支援するため、要配慮者の情報が連絡会全体で共有できるよう個人情報保護研修を行うとともに、立ち上げ訓練を実施し、震災救援所の役割の確認や連絡体制の整備など、地域で助け合うための仕組みづくりを推進します。また、災害時要配慮者対策連絡協議会の意見を聴き、運営標準マニュアルの改訂や要配慮者の状態に合わせた適切な避難場所の振り分け基準等の検討を行います。

## ③福祉救援所の充実 **新**

### ア 福祉救援所の指定に関する協定の締結推進

震災救援所などでは生活が困難と考えられる要配慮者を臨時的応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うことができる福祉救援所について、高齢者や障害者の入所施設等に対し、建設の段階から指定への協力を求めるなど、協定締結を推進します。

### イ 福祉救援所連絡会の運営

福祉救援所連絡会を定期的に開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を行うとともに、要配慮者の受入れに関するマニュアルの整備や立上げ訓練の実施など、福祉救援所の機能強化を図ります。

## ④災害ボランティアセンターの運営体制の強化（杉並区社会福祉協議会） **新**

災害発生時に災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、運営スタッフ養成講座や講座修了生フォローアップ講座を定期的実施し、運営スタッフの育成に取り組みます。また、立上げ・運営訓練や震災救援所との合同訓練を通じて、運営スタッフの危機管理意識の醸成とスキルアップを図ります。

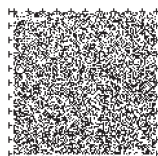
## ⑤民間事業者との連携による支援体制の充実

### ア 福祉専門職等の人材確保の検討

災害発生時における要配慮者の安否確認や避難生活支援がより円滑に行えるよう、福祉専門職等の人材確保に向けて、民間事業者や区内関係団体等との具体的な連携体制について検討し、人的な支援体制を構築します。併せて、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」からの福祉専門職等の派遣を想定し、東京都災害福祉広域調整センターとの連携体制づくりについても検討を行います。

### イ 災害時のボランティアネットワークの強化（杉並区社会福祉協議会）

災害発生時において、スムーズに被災者とボランティアのコーディネート等を行えるよう、杉並区社会福祉協議会が主体となり、NPO、企業、関係団体等で構成する「災害ボランティアネットワーク連絡会」を運営し、平常時からの情報共有や立上げ訓練を通じた運営マニュアルの確認等を行うことで、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。





## ⑥安否確認を支援するためのGIS（地理空間情報システム）の活用

GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムについて、更なる機能追加等の検討や関係職員への操作訓練を徹底することにより、震災救援所等での災害発生時の要配慮者の安否確認を迅速に行える体制を強化します。

## ⑦被災者生活再建支援システムの導入による支援の充実 **新**

被災者生活再建支援システムを導入して、被災情報をデータベース化し、発災後速やかに災証明書を発行していくことなどにより、被災者の生活再建を支援していきます。

### り災証明書

様々な被災者生活支援を受ける際や保険適用のために必要となるもので、災害により被災した住居等の被害状況（全壊・半壊等）を証明したものの

## 17 緊急時に対応する事業の充実

介護者や障害者本人の緊急時の対応策を充実し、障害者の生活の安全を確保します。

### (1) 緊急ショートステイの実施

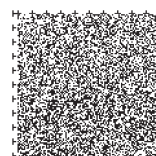
介護者の急病、事故などにより、緊急的に障害者を受け入れる必要がある場合に、休日や夜間などを含め24時間利用できる緊急ショートステイを利用しやすいよう内容を充実して実施します。

### (2) 位置情報端末機器の貸与

知的障害者（児）を在宅で介護する方に対し、知的障害者（児）が行方不明になった場合に早期発見できるよう、位置情報端末機器を貸与し、介護者の負担軽減を図ります。

### (3) 緊急通報システムの設置

ひとり暮らしなどの重度身体障害者世帯等に対して、家庭内で緊急事態になった時に民間警備会社に通報できる無線発報器に火災センサーと安心センサーを備えた緊急通報システムを設置し、生活の安心安全を確保します。



## 施策Ⅲ 障害児支援の充実

### 現状と課題

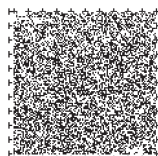
- 医療技術の進歩等を背景に、地域で暮らす医療的ケアの必要な障害児が増加していることから、医療的ケアに対応できる未就学児対象の療育施設や就学児対象の放課後等デイサービス事業所の確保が必要です。さらに、通所施設に通うことが困難な重症心身障害児に対する療育の実施が求められています。
- 発達障害児が安定した生活を送ることができるよう、療育が必要な障害児を適切な支援先につなぐことが必要です。また、所属する幼稚園や保育所、学校等との連携に取り組み、障害児とその保護者を関係機関で協力して支える仕組みを作ることが必要です。
- 障害児通所支援事業所やその利用者が増加し、支援の質の確保が求められていることから、こども発達センターの地域支援機能を活用するなどし、支援者の支援技術の向上に取り組むことが必要です。

### 総合計画に定めた施策の目標

- 障害の種別や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで、切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受け、安心して生活をしています。

### 総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標

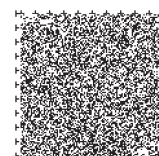
指標名	平成 24 年度 実績	令和元年度		令和3年度 目標
		目標	実績	
療育が必要な未就学児の 事業所通所率	54.4%	100%	100%	100%
保育所等訪問支援を行った 区内施設の割合	—	100%	100%	100%
放課後等デイサービスに通所 している重症心身障害児の率	3.2%	15.0%	8.3%	15.0%



施策	事業	主な取組
障害児支援の充実	1 障害児の発達相談 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施</li> <li>(2) 医療相談・専門相談支援の充実</li> </ul>
	2 療育支援の充実 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こども発達センターの療育支援の実施</li> <li>(2) 重症心身障害児通所施設わかばの運営支援の実施</li> <li>(3) 民間児童発達支援事業所の支援の質の向上 <b>新</b></li> <li>(4) 重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営支援</li> <li>(5) 学齢期の発達障害児支援事業の充実 <b>新</b></li> <li>(6) 発達障害児等の療育の充実 <b>新</b></li> <li>(7) 発達障害児の家族等への支援の実施 <b>新</b></li> </ul>
	3 地域支援の充実 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域支援講座の実施</li> <li>(2) 保育所等訪問支援の実施</li> <li>(3) 関係機関・学校とのつながりづくりの推進</li> </ul>
	4 障害児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害児保育の拡充</li> <li>(2) 保育対応型児童発達支援 <b>新</b></li> </ul>
	5 学童クラブの整備・充実 <b>実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別支援児の受け入れ</li> </ul>

**実** は、実行計画事業及び実行計画関連事業

**新** は、新規事業



## 1 障害児の発達相談 **実**

発達に遅れや偏りの心配のある児童が、療育機関等の適切な支援先につながるよう発達相談の充実を図ります。

### (1) 発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施

発達に遅れや偏りの心配のある未就学児が、適切な支援につながるように、子どもの発達状況を把握し、療育先等に係る相談や調整等を行います。また、一人ひとりの子どもの心身の状態や家庭環境等を踏まえた「杉並区障害児支援利用計画」を作成することで、療育先と子どもの所属集団との連携や保護者支援を実現します。

### (2) 医療相談・専門相談支援の充実

専門的な相談を受けることで、本人や家族が安心して過ごせるよう支援します。また、児童精神科及び小児神経科の医療相談の対象に民間の児童発達支援事業所を加え、ことばや情緒面、運動機能に課題のある児童の療育について、医学的な指示や助言が受けられるようにしていきます。

## 2 療育支援の充実 **実**

障害の種別や程度に関わらず身近な地域で療育が受けられるよう環境整備を進めます。

### (1) こども発達センターの療育支援の実施

中重度の障害児を対象として個別または集団で、楽しく遊ぶ経験を通して心身の発達を促し、集団活動の中で社会性や協調性を身に付けていきます。

### (2) 重症心身障害児通所施設わかばの運営支援の実施

医療的ケアが必要な未就学の重症心身障害児等が、身近な地域で十分な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばを委託により運営します。

### (3) 民間児童発達支援事業所の支援の質の向上 **新**

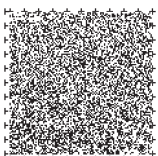
民間の児童発達支援事業所が、障害児の特性に応じた質の高い支援が行えるよう、「杉並区障害児支援利用計画」のモニタリングを活用し評価を実施するほか、地域支援講座や研修等への参加を促します。

### (4) 重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営支援

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が、放課後等デイサービス事業所で安心して過ごすことができるよう、医療的ケアに欠かせない看護師の確保に係る費用の一部を助成します。

### (5) 学齢期の発達障害児支援事業の充実 **新**

学校での支援に加え個別に支援が必要な発達障害児を、学校と情報共有しながら、区が委託する学齢期発達障害児支援事業所等の適切な支援先につなげ、学習面やコミュニケーション、社会性の発達を促します。また、個別に異なる発達課題にあった療育が提供されるよう、委託事業者の確保に取り組みます。



## **(6) 発達障害児等の療育の充実** **新**

療育が必要な発達障害児等を、早期に児童発達支援事業所につなげられるよう、療育枠の確保を図ります。また、幼稚園、保育所に入園困難な障害児の療育先への通所手段を確保し、障害児とその保護者が地域で孤立しない環境をつくります。

## **(7) 発達障害児の家族等への支援の実施** **新**

同じ悩みをもつ保護者等が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学んだり、仲間をつくることなどを目的としたペアレント・プログラムを実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。

## **3 地域支援の充実** **実**

こども発達センターの専門職による保育所等への訪問支援、地域の支援者等に向けた研修や講座の開催など、こども発達センターの地域支援機能を活用し、地域の支援力を向上させるとともに関係機関との連携を強化します。

### 地域支援

児童福祉法に規定される児童発達支援センター（こども発達センター）の機能で、障害児が通う施設の支援者等が、適切に支援ができるよう、相談や助言等を行うもの

### **(1) 地域支援講座の実施**

発達障害児の支援者を対象に、障害についての知識と支援技術の向上を図るため講座等を企画実施します。また、地域の理解者や支援者をより広め、深めるための研修・講座を行います。

### **(2) 保育所等訪問支援の実施**

保護者等からの要請により、専門職が保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活を円滑に送れるよう園職員と連携を図ります。園訪問の事前の情報収集やカンファレンス、保護者へのフィードバックをより丁寧に行い各回の訪問を充実させます。

### **(3) 関係機関・学校とのつながりづくりの推進**

「杉並区障害児支援利用計画」の相談に応じながら、保護者や関係機関と連携を図るとともに、就学前から就学後に切れ目なく支援が受けられるよう、学校へのつなぎの支援を行います。

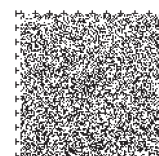
## **4 障害児保育の実施**

### **(1) 障害児保育の拡充**

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、区立保育園における障害児指定園について、現在の8園に加え、地域バランス等を考慮して、新たに7園を指定します。

### **(2) 保育対応型児童発達支援** **新**

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育士や送迎手段の確保を支援するとともに、医療的ケアが必要な障害児の保育園への円滑な移行を支援します。

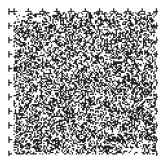




## 5 学童クラブの整備・充実 **実**

### (1) 特別支援児の受け入れ

すべての学童クラブにおいて、障害等により特別な支援が必要な児童を受け入れるとともに、専門職による巡回指導等により、個々の特性に応じたきめ細かい育成を行います。また、重度の身体障害と知的障害が併さる重複障害児については、高円寺北学童クラブ（平成32年度に高円寺小中一貫教育校内に移転予定）において受け入れを図ります。



A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.



A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 28 lines.

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

## 第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画

令和3～5年度（2021～2023年度）

令和3年3月発行

編集・発行

杉並区保健福祉部障害者施策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

TEL (03)3312-2111（代表）

登録印刷物番号

02-0094

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

